

(別添2)

平成26年生産動態統計調査の調査票改正(案)について

平成25年5月

経済産業省大臣官房調査統計グループ
鋁工業動態統計室

目次

経済産業省生産動態統計調査

調査票改正実施状況一覧	……	1
26年調査票改正状況一覧表	……	2
26年調査票新旧対照表		
《各月報毎の調査票改正》		
鉄鋼月報(その1)鉄鉄・フェアラロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品	《調査票番号1010》	4
鉄鋼月報(その2)普通鋼熱間圧延鋼材	《調査票番号1020》	6
鉄鋼月報(その4)普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く)・めっき鋼材(線類を除く)・冷間ロール成型計鋼	《調査票番号1040》	7
鉄鋼月報(その5)特殊鋼圧延鋼材	《調査票番号1050》	9
鉄鋼月報(その6)鋼管	《調査票番号1060》	10
鉄鋼月報(その7)磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品	《調査票番号1070》	12
鉄鋼月報(その9)労務・設備	《調査票番号1090》	13
機械器具月報(その12)金属加工機械及び鋳造製品	《調査票番号2120》	14
機械器具月報(その17)ミシン及び繊維機械	《調査票番号2170》	15
機械器具月報(その20)軸受(玉及びころ軸受に限る)	《調査票番号2200》	16
鉄構物及び架線金物月報	《調査票番号2210》	17
ばね月報	《調査票番号2220》	18
機械器具月報(その23)金型	《調査票番号2230》	19
機械器具月報(その28)回転電気機械(航空機用のものを除く)	《調査票番号2280》	20
機械器具月報(その29)静止電気機械器具(航空機用のものを除く)	《調査票番号2290》	21
機械器具月報(その31)民生用電気機械器具	《調査票番号2310》	22
機械器具月報(その32)電球、配線及び電気照明器具	《調査票番号2320》	23
機械器具月報(その33)通信機械器具及び無線応用装置	《調査票番号2330》	24
機械器具月報(その34)民生用電子機械器具	《調査票番号2340》	25
機械器具月報(その36)電子管、半導体素子及び集積回路	《調査票番号2360》	26
機械器具月報(その37)電子計算機及び関連装置	《調査票番号2370》	27
機械器具月報(その40)自動車(二輪自動車及び戦闘用自動車を除く)	《調査票番号2400》	28
機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品	《調査票番号2410》	30
機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品	《調査票番号2420》	32
機械器具月報(その49)武器	《調査票番号2490》	33
銃鉄鋳物月報	《調査票番号2530》	34
ニット・衣服縫製品月報	《調査票番号3180》	35
段ボール月報	《調査票番号4290》	37
印刷月報	《調査票番号4300》	38
ガラス製品・ほうろう鉄器月報	《調査票番号5120》	39
陶磁器月報	《調査票番号5130》	40
石油化学製品月報	《調査票番号6100》	41
プラスチック月報	《調査票番号6160》	42
ゴム製品月報(自動車用タイヤ)	《調査票番号6201》	43
ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)	《調査票番号6202》	44
プラスチック製品月報	《調査票番号6210》	45
セメント月報	《調査票番号7220》	46
金属製建具月報	《調査票番号7320》	47
セメント製品月報	《調査票番号7340》	48
鋳物及びコークス月報	《調査票番号8020》	50
非鉄金属月報	《調査票番号9810》	51

調査票改正実施状況一覧

経済産業省生産動態統計（基幹統計）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21 ～22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
月報数	116	115	115	114	114	114	114	111	111	111	108
調査票様式数	116	115	115	114	114	114	114	111	111	111	108
改正月報数	5	18	56	24	6	4	—	109	25	22	41
調査品目数（製品）	1923	1898	1798	1786	1788	1790	1790	1671	1666	1644	1615
前年差	▲56	▲25	▲100	▲12	2	2	—	▲119	▲5	▲22	▲29

経済産業省生産動態統計（基幹統計）

	月報数	様式数	改正数	製品欄	内訳欄	原材料欄	労務欄	設備欄
平成15年	116	116	5	1923	356	353	234	333
平成16年	115	115	18	1898	296	339	234	330
平成17年	115	115	56	1798	288	328	233	323
平成18年	114	114	24	1786	285	295	232	322
平成19年	114	114	6	1788	288	295	232	326
平成20年	114	114	4	1790	288	295	232	326
平成21～22年	114	114	—	1790	288	295	232	326
平成23年	111	111	109	1671	274	202	225	305
平成24年	111	111	25	1666	273	172	221	302
平成25年	111	111	22	1644	273	172	221	302
平成26年	108	108		1615	175	177	216	280
現行と改正案との差	—	—		▲29	▲98	5	▲5	▲22

26年調査票改正状況一覧表

○印が付いている調査票は、製品欄、原材料欄、労務欄、生産設備能力欄等の改正有り。(月報毎、各ページに掲載)

経済産業省生産動態統計(基幹統計)

(1/4)

調査票番号	調査票名	改正内容
1010	鉄鋼月報(その1)銑鉄・フェアラロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品	○
1020	鉄鋼月報(その2)普通鋼熱間圧延鋼材	○
1040	鉄鋼月報(その4)普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く。)・めっき鋼材(線類を除く。)・冷間ロール成型形鋼	○
1050	鉄鋼月報(その5)特殊鋼圧延鋼材	○
1060	鉄鋼月報(その6)鋼管	○
1070	鉄鋼月報(その7)磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品	○
1090	鉄鋼月報(その9)労務・設備	○
2010	機械器具月報(その1)ボイラ及び原動機(自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く)	
2020	機械器具月報(その2)土木建設機械、鉱山機械及び破碎機	
2030	機械器具月報(その3)化学機械及び貯蔵槽	
2040	機械器具月報(その4)製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械	
2060	機械器具月報(その6)ポンプ、圧縮機及び送風機(自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く)	
2070	機械器具月報(その7)油圧機器及び空気圧機器(航空機用のものを除く)	
2080	機械器具月報(その8)運搬機械及び産業用ロボット	
2090	機械器具月報(その9)動力伝導装置	
2100	機械器具月報(その10)農業用機械器具及び木材加工機械	
2110	機械器具月報(その11)金属工作機械	
2120	機械器具月報(その12)金属加工機械及び鋳造装置	○
2140	機械器具月報(その14)食料品加工機械、包装機械及び荷造機械	
2160	機械器具月報(その16)事務用機械	
2170	機械器具月報(その17)ミシン及び繊維機械	○
2180	機械器具月報(その18)冷凍機及び冷凍機応用製品	
2190	機械器具月報(その19)業務用サービス機器	
2200	機械器具月報(その20)軸受(玉及びころ軸受に限る)	○
2210	鉄構物及び架線金物月報	○
2220	ばね月報	○
2230	機械器具月報(その23)金型	○
2240	機械器具月報(その24)機械工具	
2250	弁及び管継手月報	
2260	空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報	
2270	ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報	
2280	機械器具月報(その28)回転電気機械(航空機用のものを除く)	○
2290	機械器具月報(その29)静止電気機械器具(航空機用のものを除く)	○

(2/4)

調査票番号	調査票名	改正内容
2300	機械器具月報(その30)開閉制御装置(航空機用のものを除く)	
2310	機械器具月報(その31)民生用電気機械器具	○
2320	機械器具月報(その32)電球、配線及び電気照明器具	○
2330	機械器具月報(その33)通信機械器具及び無線応用装置	○
2340	機械器具月報(その34)民生用電子機械器具	○
2350	機械器具月報(その35)電子部品	
2360	機械器具月報(その36)電子管、半導体素子及び集積回路	○
2370	機械器具月報(その37)電子計算機及び関連装置	○
2380	機械器具月報(その38)電気計測器及び電子応用装置	
2390	機械器具月報(その39)電池	
2400	機械器具月報(その40)自動車(二輪自動車及び戦闘用自動車を除く)	○
2410	機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品	○
2420	機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品	○
2430	機械器具月報(その43)自転車及び車いす(原動機付自転車を除く)	
2440	機械器具月報(その44)産業車両	
2450	機械器具月報(その45)航空機	
2460	機械器具月報(その46)計測機器	
2470	機械器具月報(その47)光学機械器具及び時計	
2490	機械器具月報(その49)武器	○
2510	粉末や金製品月報(超硬チップを除く)	
2520	鍛工品月報	
2530	銑鉄鋳物月報	○
2540	可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報	
2550	非鉄金属鋳物月報	
2560	ダイカスト月報	
2570	機械器具月報(その57)半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置	
3010	化学繊維月報	
3040	紡績糸月報	
3110	織物生産月報	
3150	タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報	
3160	染色整理月報	
3180	ニット・衣服縫製品月報	○
3200	二次製品月報(製綿・ふとん、網・綱、細幅織物・組ひも・レース)	

26年調査票改正状況一覧表

○印が付いている調査票は、製品欄、原材料欄、労務欄、生産設備能力欄等の改正有り。(月報毎、各ページに掲載)

経済産業省生産動態統計(基幹統計)

(3/4)

調査票番号	調査票名	改正内容
4230	パルプ月報	
4240	紙月報	
4260	板紙月報	
4290	段ボール月報	○
4300	印刷月報	○
5020	楽器月報	
5030	家具月報	
5040	軽金属板製品月報	
5050	文具月報	
5080	玩具月報	
5100	革靴月報	
5110	製革月報	
5120	ガラス製品・ほうろう鉄器月報	○
5130	陶磁器月報	○
5140	ファインセラミックス月報	
6010	化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報	
6080	コールタール製品・環式中間物及び合成染料月報	
6090	有機薬品及び写真感光材料月報	
6100	石油化学製品月報	○
6121	無機薬品・火薬類月報	
6122	触媒月報	
6140	高圧ガス月報	
6160	プラスチック月報	○
6171	油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報	
6175	化粧品月報	
6180	塗料及び印刷インキ月報	
6201	ゴム製品月報(自動車用タイヤ)	○
6202	ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)	○
6210	プラスチック製品月報	○
7220	セメント月報	○
7230	板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報	
7250	耐火れんが・不定形耐火物月報	

(4/4)

調査票番号	調査票名	改正内容
7260	炭素製品・研削砥石月報	
7290	ボード・パネル月報	
7320	金属製建具月報	○
7340	セメント製品月報	○
8020	鉱物及びコークス月報	○
8040	原油及び天然ガス月報	
8061	石油製品月報	
9040	アルミニウム月報	
9050	非鉄金属製品月報(伸銅製品)	
9060	非鉄金属製品月報(高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊)	
9070	非鉄金属製品月報(アルミニウム圧延製品)	
9080	非鉄金属製品(電線・ケーブル)、光ファイバ製品月報	
9810	非鉄金属月報	○

(旧)

1-1. 製品			番号
品目		項目	番号
銑鉄	製鋼用	銑鉄	0101
	鋳物用	銑鉄	0102
フェロアロイ	フェロマンガン	高炭素	0103
		低炭素	0104
	シリコマンガン		0105
	フェロシリコン		0106
	フェロクロム	高炭素	0107
		低炭素	0108
	フェロニッケル		0109
	フェロタンゲステン		0110
	フェロモリブデン		0111
	フェロバナジウム		0112
その他のフェロアロイ		0113	
粗鋼	鋼塊	普通鋼	0114
		特殊鋼	0115
	鋳鋼鋳込	普通鋼	0116
		特殊鋼	0117
鋼半製品		普通鋼	0118
		特殊鋼	0119
鍛鋼品(打放)		普通鋼	0120
		特殊鋼	0121
鋳鋼品(鋳放)		普通鋼	0122
		特殊鋼	0123

(新)

1-1. 製品			番号
品目		項目	番号
銑鉄	製鋼用	銑鉄	0101
	鋳物用	銑鉄	0102
フェロアロイ	フェロマンガン	高炭素	0103
		低炭素	0104
	シリコマンガン		0105
	フェロニッケル		0106
	その他のフェロアロイ		0107
	粗鋼塊	普通鋼	0108
		特殊鋼	0109
	鋳鋼鋳込	普通鋼	0110
		特殊鋼	0111
	鋼半製品		普通鋼
		特殊鋼	0113
鍛鋼品(打放)		普通鋼	0114
		特殊鋼	0115
鋳鋼品(鋳放)		普通鋼	0116
		特殊鋼	0117

統合

[改正要旨]

「1-1. 製品」欄

①「フェロシリコン」「フェロクロム（高炭素、低炭素）」「フェロタンゲステン」「フェロモリブデン」及び「フェロバナジウム」を「その他のフェロアロイ」に統合する。

「1-3. 粗鋼生産内訳」欄

②普通鋼の「インゴットケースによるもの（圧延用、鍛鋼用）」と「連続鋳造によるもの」を統合する。

③特殊鋼の「インゴットケースによるもの（圧延用）」と「インゴットケースによるもの（鍛鋼用）」を統合する。

[改正理由]

①「フェロシリコン」「フェロクロム（高炭素、低炭素）」「フェロタンゲステン」については「統一基準」の1. (1)③ i に該当（生産実績がない）し、「フェロモリブデン」「フェロバナジウム」については、「統一基準」の1. (1)③ ii に（金額不明であることから）該当することから、統合する。

②③「統一基準」の1. (1)②の内訳項目に該当し、行政ニーズが低下したものについて統合する。

1-3. 粗鋼生産内訳				番号
品目			項目	番号
鋼塊	普通鋼	インゴットケースによるもの	圧延用	0141
			鍛鋼用	0142
		連続鋳造によるもの		0143
	特殊鋼	インゴットケースによるもの	圧延用	0144
			鍛鋼用	0145
		連続鋳造によるもの		0146

1-3. 粗鋼生産内訳			番号
品目		項目	番号
鋼塊	普通鋼		0131
	特殊鋼	インゴットケースによるもの	0132
		連続鋳造によるもの	0133

統合
統合

(旧)

項目 原材料名	番号	受入			生産又は発生	消費		月末在庫
		購入	その他			鉄鋼部門	その他	
		A	B		C	D	E	F
銑	0201							
鋼	0202							
(溶解用)	0203							

項目 原材料名	番号	焼結用(ペレット、固酸を含む)	製鉄用		製鋼用	
			高炉	フェロアロイ用	転炉	電気炉
		A	B	C	D	E
銑	0221					
鋼	0222					
(溶解用)	0223					

削除

移設(置き換え)

(新)

項目 原材料名	番号	受入			生産又は発生	消費			月末在庫		
		購入	その他			製鋼用	その他				
		A	B		C	製鋼用 転炉	電気炉	D	E	F	G
銑	0201										
鋼	0202										
(溶解用)	0203										

統合

項目 品目	番号	消費	月末在庫
		A	B
フェロ高炭素	0221		
マンガン低炭素	0222		
シリコマンガン	0223		
フェロクロム	0224		
フェロニッケル	0225		
フェロバナジウム	0226		
その他のフェロアロイ	0227		

新設

注:製鋼業者のみ記入してください。

[改正要旨]

「2-1. 原材料」及び「2-2. 原材料鉄鋼部門消費内訳」欄

③「2-2. 原材料鉄鋼部門消費内訳」のうち「製鋼用(転炉)(電気炉)」を「2-1. 原材料」の「鉄鋼部門」とする。

④「2-1. 原材料」の「消費(その他)」と「2-2. 原材料鉄鋼部門消費内訳」の「焼結用」「製鉄用」と「フェロアロイ」を統合する。

「2-2. 製鋼用原材料(フェロアロイ)」欄

⑤「フェロアロイ」について、製鋼業者の原材料を把握するために新設する。

[改正理由]

③④「統一基準」1.(2)の行政上必要性が高いものに限定するに当たって、行政ニーズが乏しくなったものについて、統合等簡素化を図る。

⑤「統一基準」1.(2)の行政上必要なものは調査するに当たって、これまで製品欄で把握していたものについて、原材料欄を新たに設けて、引き続き把握する。

鉄鋼月報（その2）普通鋼熱間圧延鋼材 《調査票番号1020》

県・局・本

(旧)

1-1. 製品			項目	番号
品目			項目	番号
軌条	重軌条(付属品を含む)			0101
	軽軌条(付属品を含む)			0102
鋼	矢板			0103
形鋼	H形		鋼	0104
	大		形	0105
	中 小		形	0106
棒鋼	大		形	0107
	中		形	0108
	小 形	鉄筋用		0109
その他用			0110	
管			財	0111
線材	バーインコイル	鉄筋用		0112
		その他用		0113
	普通線材			0114
材	特殊線材	低炭素		0115
		高炭素		0116
鋼板	厚板		板	0117
	中板・薄板		板	0118
鋼帯	幅600mm	冷延電気鋼帯用		0119
	以上	その他用		0120
	幅600mm	未満		0121
外			輪	0122

(新)

1. 製品			項目	番号
品目			項目	番号
軌条(付属品を含む)・外輪				0101
鋼	矢板			0102
形鋼	H形		鋼	0103
	大		形	0104
	中 小		形	0105
棒鋼	大		形	0106
	中		形	0107
	小 形	鉄筋用		0108
その他用			0109	
管			材	0110
線材	バーインコイル	鉄筋用		0111
		その他用		0112
	普通線材			0113
材	特殊線材	低炭素		0114
		高炭素		0115
鋼板	厚板		板	0116
	中板・薄板		板	0117
鋼帯	幅600mm	冷延電気鋼帯用		0118
	以上	その他用		0119
	幅600mm	未満		0120

統合

[改正要旨]

「1-1. 製品」欄

①「重軌条」「軽軌条」及び「外輪」を統合する。

「1-2. 普通鋼熱間圧延鋼材消費内訳」欄

②項目を削除する。

「2-1. 普通鋼熱間圧延鋼材用原材料」「2-2. 普通鋼熱間圧延再生鋼材用原材料」欄

③項目を削除する。

[改正理由]

①「軽軌条」と「外輪」は、生産額がそれぞれ約32億円、約62億円（推計値）であり、「見直し基準」の1. (1)③ i に該当することから、重軌条と統合する。なお、統合後は674億円である。

②「統一基準」の1. (1)②の該当し、行政ニーズが乏しくなったことから削除する。

③「統一基準」の1. (2)に該当し、行政ニーズが乏しくなったことから削除する。

- 1-2. 普通鋼熱間圧延鋼材消費内訳
- 2-1. 普通鋼熱間圧延鋼材用原材料
- 2-2. 普通鋼熱間圧延再生鋼材用原材料

削除

鉄鋼月報（その4）普通鋼冷間仕上鋼材（線類を除く。）・めっき鋼材（線類を除く。）・冷間ロール成型形鋼

《調査票番号1040》 1/2

県・局・本

(旧)

1-1. 製品			
品目	項目	番号	
冷間仕上鋼材	磨帯鋼	0101	
	冷延広幅帯鋼	0102	
	冷延鋼板	0103	
	冷延電気鋼帯	0104	
めっき鋼材	ブリキ	0105	
	ティンフリースチール	0106	
	亜鉛めっき板	溶融めっき	0107
		電気めっき	0108
	その他の金属めっき鋼板	0109	
冷間ロール成型形鋼	簡易鋼矢板	0110	
	軽量形鋼	0111	

(新)

1. 製品			
品目	項目	番号	
冷間仕上鋼材	磨帯鋼・冷延鋼板	0101	
	冷延広幅帯鋼	0102	
	冷延電気鋼帯	0103	
	ブリキ	0104	
めっき鋼材	ティンフリースチール	0105	
	亜鉛めっき板	溶融めっき	0106
		電気めっき	0107
	その他の金属めっき鋼板	0108	
	冷間ロール成型形鋼	簡易鋼矢板	0109
軽量形鋼		0110	

統合

[改正要旨]

「1-1. 製品」欄

①「磨帯鋼」と「冷延鋼帯」を統合する。

「1-2. 普通鋼冷間仕上鋼材（線類を除く）消費内訳」欄

②「磨帯鋼」「冷延広幅帯鋼」と「冷延鋼板」を統合、消費内訳である「再冷延用」、「鋼管用」及び「その他」を削除しそれ以外の項目を統合、また、「月末在庫」を新設するとともに、消費内訳欄から原材料欄へ変更する。

[改正理由]

①「磨帯鋼」の出荷額は82億円であり、「見直し基準」の1.(1)③iに該当することから、統合する。

②これまで消費内訳として調査してきたものについて、原材料に絞って調査することとするが、「統一基準」の1.(1)②に該当することから品目・項目を簡素化する。一方で、「月末在庫」については、同基準の1.(2)の該当し、行政上の必要性が高いことから新設する。

(旧)

1-2. 普通鋼冷間仕上鋼材（線類を除く）消費内訳			消費							単位:t
品目	項目	番号	再冷延用	鋼管用	ブリキ用	ティンフリースチール用	亜鉛めっき板用	その他の金属めっき鋼板用	冷間ロール成型形鋼用	その他
			A	B	C	D	E	F	G	H
冷間仕上鋼材 (冷延電気鋼帯を除く)	磨帯鋼	1121								
	冷延広幅帯鋼	1122								
	冷延鋼板	1123								

削除 削除 削除

(新)

2-1. めっき鋼材用・冷間ロール成型形鋼用原材料			消費		月末在庫		単位:t
品目	項目	番号	消費		月末在庫		
			A		B		
普通鋼冷間仕上鋼材 (冷延電気鋼帯を除く)		0201					

統合

注.めっき・冷間ロール成型形鋼専業事業所のみ記入してください。

統合

新設

鉄鋼月報（その4）普通鋼冷間仕上鋼材（線類を除く。）・めっき鋼材（線類を除く。）・冷間ロール成型形鋼
 《調査票番号1040》 2/2

県・局・本

(旧)

1-3. 亜鉛めっき鋼板消費内訳			単位:t	
品目	項目	番号	鋼管用・冷間ロール成型形鋼用消費	
			A	
溶融めっき		0131		
電気めっき		0132		

(新)

名称変更

2-2. 冷間ロール成型形鋼用原材料			単位:t	
品目	項目	番号	消費	月末在庫
			A	B
亜鉛めっき鋼板		0221		

注.冷間ロール成型形鋼専業事業所のみ記入してください。

新設

統合

[改正要旨]

「1-3. 亜鉛めっき鋼板消費内訳」欄
 ③「亜鉛めっき」と「電気めっき」を統合し、項目として「月末在庫」を新たに追加するとともに、消費内訳欄から原材料欄へ変更する。

「2. 普通鋼冷間仕上鋼材・めっき鋼板・冷間ロール成型形鋼用原材料」欄
 ④上記①の変更に伴って、項目番号等を変更する。

(旧)

2. 普通鋼冷間仕上鋼材・めっき鋼板・冷間ロール成型形鋼用原材料				単位:t	
品目	項目	番号	冷延用・亜鉛めっき鋼板用・冷間ロール成型形鋼用消費	月末在庫	
			A	B	
普通鋼熱間圧延鋼	厚板	0201			
	中板・薄板	0202			
	鋼帯	0203			

注.冷延・めっき・冷間ロール成型形鋼専業事業所のみ記入してください。

(新)

名称変更

2-3. 普通鋼冷延用・亜鉛めっき鋼板用・冷間ロール成型形鋼用原材料				単位:t	
品目	項目	番号	消費	月末在庫	
			A	B	
普通鋼熱間圧延鋼	厚板	0231			
	中板・薄板	0232			
	鋼帯	0233			

注.冷延・めっき・冷間ロール成型形鋼専業事業所のみ記入してください。

名称変更

[改正理由]

③これまで消費内訳として調査してきたものについて、原材料に絞って調査することするが、「統一基準」の1.(1)②に該当することから簡素化する。一方で、「月末在庫」については、同基準の1.(2)に該当し、行政上把握の必要性が高いことから新設する。

鉄鋼月報（その5）特殊鋼圧延鋼材 《調査票番号1050》

県・局・本

(旧)

(新)

1-2. 特殊鋼圧延鋼材消費内訳			消費		単位:t	
品目	項目	番号	冷延用又は再冷延用	鋼管用	A	B
			熱間圧延鋼材	管		
	板	0122				
	帯	0123				
	計	0124				
冷間仕上鋼材	磨帯鋼	0125				
	冷延広幅帯鋼	0126				
	冷延鋼板	0127				

削除

削除

削除

名称変更

2. 特殊鋼冷延用原材料消費			消費		単位:t
品目	項目	番号	消費		
			A		
熱間圧延鋼材	鋼板	0201			
	鋼帯	0202			

1-3. 特殊鋼熱間圧延鋼材生産・消費内訳・在庫

1-4. 特殊鋼冷間仕上鋼材生産・消費内訳

2. 特殊鋼熱間圧延鋼材用原材料

削除

[改正要旨]

「1-2. 特殊鋼圧延鋼材消費内訳」欄

①品目の「熱間圧延鋼材（管材）」と「冷間仕上鋼材」及び消費欄の「鋼管用」を削除するとともに、消費内訳欄から原材料欄へ変更する。

「1-3. 特殊鋼熱間圧延鋼材生産・消費内訳・在庫」「1-4. 特殊鋼冷間仕上鋼材生産・消費内訳」「2. 特殊鋼熱間圧延鋼材用原材料」

②削除する。なお、本項目は行政上引き続き把握が必要なデータであることから、一般統計調査として実施することを検討する。

[改正理由]

①これまで消費内訳として調査してきたものについて、原材料に絞って調査することとするが、「統一基準」の1. (1)②に該当することから、一部品目・項目を簡素化する。

②「統一基準」の1. (1)②に該当し、引き続き一般統計調査による実施を検討する。

(旧)

(新)

1-2. 鋼管消費内訳			単位:t
項目 品目	番号	消費	
		冷けん・めっき用	A
普通鋼 熱間鋼管 (溶接鋼管を含む)	0121		削除
冷けん鋼管 (再生引抜鋼管を含む)	0122		
めっき鋼管	0123		
特殊鋼 熱間鋼管 (溶接鋼管を含む)	0124		削除
冷けん鋼管	0125		

名称変更

2-2. 鋼管用原材料(冷けん・めっき用)			単位:t
項目 品目	番号	消費	
		A	B
普通鋼熱間鋼管 (溶接鋼管を含む)	0221		
特殊鋼熱間鋼管 (溶接鋼管を含む)	0222		

注. 専業事業所のみ記入してください。

新設

[改正要旨]

①「普通鋼冷けん鋼管」「普通鋼めっき鋼管」及び「特殊鋼冷けん鋼管」を削除し、項目として「月末在庫」を新たに追加するとともに、消費内訳欄から原材料欄へ変更する。

「1-3. 普通鋼熱間鋼管製法別生産内訳」欄

②上記①の変更に伴う番号の整理。

「1-4. 特殊鋼鋼管校種別生産・冷けん用消費内訳」「2-2. 特殊鋼鋼管用原材料の校種別消費内訳(管材を除く)」欄

③削除する。なお、本項目は行政上引き続き把握が必要なデータであることから、一般統計調査として実施することを検討する。

1-3. 普通鋼熱間鋼管製法別生産内訳			単位:t
項目 品目	番号	生産	
		A	
継目無鋼管	0131		
鍛接鋼管	0132		
電縫鋼管	0133		
電弧溶接鋼管	0134		

名称変更

1-2. 普通鋼熱間鋼管製法別生産内訳			単位:t
項目 品目	番号	生産	
		A	
継目無鋼管	0121		
鍛接鋼管	0122		
電縫鋼管	0123		
電弧溶接鋼管	0124		

1-4. 特殊鋼鋼管鋼種別生産・冷けん用消費内訳

2-2. 特殊鋼鋼管用原材料の
鋼種別消費内訳(管材を除く)

削除

[改正理由]

①これまで消費内訳として調査してきたものについて、原材料に絞って調査することとするが、「統一基準」の1.(1)②に該当することから品目を簡素化する。一方で、「月末在庫」については、同基準の1.(2)の該当し、行政上の必要性が高いことから新設する。

③「統一基準」の1.(1)②に該当し、引き続き一般統計調査による実施を検討する。

(旧)

2-1. 鋼管用原材料					
注. 専業事業所のみ記入してください。					
単位: t					
原材料名	項目	番号	消費		
			月末在庫		
			A		
			B		
普通鋼	管	材	0201		
	厚板		0202		
	鋼帯		0203		
	磨帯鋼		0204		
	亜鉛めっき鋼板		0205		
特殊鋼	管	材	0206		
	厚板		0207		
	鋼帯		0208		

(新)

2-1. 鋼管用原材料					
注. 専業事業所のみ記入してください。					
単位: t					
原材料名	項目	番号	消費		
			月末在庫		
			A		
			B		
普通鋼	管	材	0201		
	厚板	厚板	0202		
		中板・薄板	0203		
	鋼帯		0204		
	磨帯鋼		0205		
亜鉛めっき鋼板		0206			
特殊鋼	管	材	0207		
	鋼板		0208		
	鋼帯		0209		

注. 専業事業所のみ記入してください。

[改正要旨]

「2-1 鋼管用原材料」欄

- ④「普通鋼（中板・薄板）」を新規品目とする。
- ⑤「特殊鋼（厚板）」を定義変更し「特殊鋼（鋼板）」とする。

新規

[改正理由]

④⑤「統一基準」の1.(2)に対応し、行政ニーズが高いことから、普通鋼・特殊鋼ともに「中・薄板」を把握するため、新規品目又は定義変更する。

定義変更

鉄鋼月報（その7）磨棒鋼・線類・鑄鉄管・鉄鋼加工製品 《調査票番号1070》

県・局・本

(旧)

(新)

1-2. 鉄鋼加工製品		
項目	番号	品目
鋼	索	0121
	鋼より線	0122
P C	鋼より線	0123
金網	一般金網	0124
	蛇かご	0125
	溶接金網	0126
鉄くぎ	鉄丸くぎ	0127
	特殊くぎ	0128
電気	溶接棒	0129
ド	ラム	缶 0130
1 8	リットル	缶 0131
食		缶 0132
一	般	缶 0133

1-2. 鉄鋼加工製品		
項目	番号	品目
鋼	索	0121
	鋼より線	0122
P C	鋼より線	0123
金網	一般金網・蛇かご	0124
	溶接金網	0125
鉄	くぎ	0126
電気	溶接棒	0127
ド	ラム	缶 0128
1 8	リットル	缶 0129
食		缶 0130
一	般	缶 0131

統合

統合

[改正要旨]

「1-2. 鉄鋼加工製品」欄

- ①「一般金網」と「蛇かご」を統合する。
- ②「鉄丸くぎ」と「特殊くぎ」を統合する。

「2. 鑄鉄管用原材料」欄

- ③欄を削除する。

- ④「1-1. 磨棒鋼・線類・鑄鉄管」の調査対象規模を全てから30名以上に変更する。「1-2. 鉄鋼加工品」の調査対象規模を20人以上から30人以上に変更する。

[改正理由]

- ①「蛇かご」は、出荷額39億円（業界推計）であることから、「統一基準」の1. (1)③ i に該当し、類似品目である「一般金網」とに統合する。
- ②「鉄丸くぎ」は出荷額28億円であることから、「統一基準」の1. (1)③ i に該当し、類似品目である「特殊くぎ」とに統合する。ちなみに「鉄くぎ」の出荷額は168億円である。
- ③「統一基準」の1. (2)に該当し、行政ニーズが乏しくなったことから削除する。
- ④「統一基準」の2. に該当することから、調査対象規模を見直した。

2. 鑄鉄管用原材料

削除

調査対象規模

- 「1-1. 磨棒鋼・線類・鑄鉄管」
- 「1-2. 鉄鋼加工品」

(旧)

全て
20人以上

(新)

30人以上
30人以上

鉄鋼月報（その9）労務・設備 《調査票番号1090》

県・局・本

(旧) 経済産業省生産動態統計調査

(新) 経済産業省生産動態統計調査

鉄鋼月報(その9) 労務・設備

鉄鋼月報(その9) 労務・生産能力 名称変更

[改正要旨]

(平成 年 月 分)

(平成 年 月 分)

名称変更

4. 生産設備能力(製鉄・製鋼・連続铸造・熱間圧延・冷間圧延)

区分	単 位	番 号	月 末 稼 働 状 況				
			稼 働 中	休 止 中			
			A	B			
製 鉄 設 備	高 炉	基	数	0401			
		全 内 容 積 (m ³)		0402			
	弧 型 ト ラ ン ス 定 格 容 量 5,000KVA 以 上 固 定 炉	トランス定格容量 5,000KVA 以上	基	数	0403		
			トランス定格全容量(KVA)		0404		
		トランス定格容量 5,000KVA 未 満	基	数	0405		
			トランス定格全容量(KVA)		0406		
	そ の 他 の 炉	基	数	0407			
		全 内 容 積 (m ³)		0408			
製 鋼 設 備	転 炉	2 基 整 備	基	数	0409		
		鉄皮全内容積 (m ³)		0410			
	3 基 整 備	基	数	0411			
		鉄皮全内容積 (m ³)		0412			
	ア 電 炉	普 通 鋼 用	基	数	0413		
		トランス定格全容量(KVA)		0414			
	イ ク 式 炉	特 殊 鋼 用	基	数	0415		
		トランス定格全容量(KVA)		0416			
	誘 導 式 電 気 炉	鑄 鍛 鋼 用	基	数	0417		
		トランス定格全容量(KVA)		0418			
	セ ッ ト	数	0419				
	発 電 機 全 容 量 (KVA)		0420				
連 続 鑄 造 機	基	数	0421				
	全 能 力 (t / h)		0422				
熱 間 圧 延 鋼 材 用 圧 延 機	基	数	0423				
	全 能 力 (t / h)		0424				
冷 延 広 幅 帯 鋼 圧 延 機	基	数	0425				
	全 能 力 (t / h)		0426				

削除

内訳削除

4. 生 産 能 力

単位:t/月 単位変更

区 分	番 号	月 間 生 産 能 力	
		A	
製 鉄	高 炉	0401	
	そ の 他 の 炉	0402	
製 鋼	転 炉	0403	
	電 気 炉	0404	
	熱 間 圧 延 鋼 材	0405	
	冷 延 広 幅 帯 鋼	0406	

統合

統合

統合

名称変更

名称変更

「4. 生産能力」欄

設備調査を能力調査に変更する。これに伴い、設備区分を品目区分とし、品目統合を図りつつ、調査票・項目・品目の名称を変更するとともに、調査単位を変更する。

なお、行政施策上の資料として、年1回程度の同様の調査が必要なことから、記入者負担軽減の観点からも、毎月調査から年1回の一般統計調査として実施することを検討する。

[改正理由]

「統一基準」の1.(4) 調査単位の切り替えに該当する。なお、新調査品目は鉱工業指数のうち生産能力指数に対応している。

機械器具月報（その12）金属加工機械及び鑄造製品《調査票番号2120》

県・局・本

(旧)

1. 製品			
項目			
品目			
金属 一次製品 製造機械	圧延機	圧延機械(本体又は一式のもの)及び同付属装置(シャワーはせん断機を含む)	0101
		圧延機械の部品(ロールを除く)	0102
	鉄ロ 鋼用ル	鑄鉄製及び鑄鋼製	0103
		鍛鋼製	0104
加工 二次 金属 機械 加工 機械	ベンディングマシン(矯正機を含む)		0105
	液圧プレス 〔リベッティングマシンを含み、 プラスチック加工用のものを除く〕	数値制御式(液圧プレス内数)	0107
		100 t 未満	0108
	機械プレス	100 t 以上 500 t 未満	0109
		500 t 以上	0110
	数値制御式 (機械プレス内数)	パンチングマシン	0111
		その他の数値制御式機械プレス	0112
	せん断機		0113
	鍛造機		0114
	ワイヤーフォーミングマシン		0115
鑄造 装置	ダイカストマシン		0116
	鑄型機械		0117
	砂処理・製品処理機械及び装置		0118

(新)

1. 製品			
項目			
品目			
金属 一次製品 製造機械	圧延機	圧延機械(本体又は一式のもの)及び同付属装置(シャワーはせん断機を含む)	0101
		圧延機械の部品(ロールを除く)	0102
	鉄ロ 鋼用ル	鑄鉄製及び鑄鋼製	0103
		鍛鋼製	0104
加工 二次 金属 機械 加工 機械	ベンディングマシン(矯正機を含む)		0105
	液圧プレス 〔リベッティングマシンを含み、 プラスチック加工用のものを除く〕	数値制御式(液圧プレス内数)	0107
		100 t 未満	0108
	機械プレス	100 t 以上 500 t 未満	0109
		500 t 以上	0110
	数値制御式 (機械プレス内数)	数値制御式(機械プレス内数)	0111
		せん断機	0112
	鍛造機		0113
	ワイヤーフォーミングマシン		0114
	鑄造 装置	ダイカストマシン	
鑄型機械		0116	
砂処理・製品処理機械及び装置		0117	

統合

[改正要旨]

「1. 製品」欄
「パンチングマシン」と
「その他の数値制御式機械プレス」を統合する。

[改正理由]

「統一基準」の1.(1) ③調査品目iに該当するため、統合する。

生産額

「パンチングマシン」 89億円

「その他の数値制御式機械プレス」 43億円

機械器具月報(その17) ミシン及び繊維機械 《調査票番号 2 1 7 0》

県・局・本

(旧)

1. 製品			品目
品目			
ミシン	家庭用ミシン		0101
	工業用ミシン	一本針直線本縫 (織物縫用・ニット縫用に限る)	0102
		ヘリ縫 (織物縫用・ニット縫用に限る)	0103
		その他の工業用ミシン	0104
繊維機械	化学繊維機械	0105	
	紡績機械	0106	
繊維機械	準備機械	糸巻機	0107
	準備機械	その他の準備機械	0108
機械	織機		0109
	編組機		0110
	染色仕上機		0111
	その他の繊維機械		0112

(新)

1. 製品			品目
品目			
ミシン	家庭用ミシン		0101
	工業用ミシン	一本針直線本縫 (織物縫用・ニット縫用に限る)	0102
		ヘリ縫 (織物縫用・ニット縫用に限る)	0103
		その他の工業用ミシン	0104
繊維機械	化学繊維機械	0105	
	紡績機械	0106	
繊維機械	準備機械	準備機械 (糸巻機・その他の準備機械)	0107
	織機	織機	0108
機械	編組機		0109
	染色仕上機		0110
	その他の繊維機械		0111

統合

[改正要旨]

「1. 製品」欄

「糸巻機」と「その他の準備機械」を統合する。

[改正理由]

「統一基準」の1.(1) ③調査品目iに該当するため統合する。
「その他の準備機械」の生産額は87億円であるため、類似品目「糸巻機」に統合する。

機械器具月報(その20)軸受(玉及びころ軸受に限る) 《調査票番号2200》

県・局・本

(旧)

経済産業省生産動態統計調査
機械器具月報(その20)

20 軸 受
(玉及びころ軸受に限る)
(平成 年 月分)

1. 製 品		項 目
品 目		
玉 (軸受ユニット用)	ラジアル玉軸受	0101
	その他の玉軸受	0102
こ ろ 軸 受 (軸受ユニット用を除く)	円筒ころ軸受	0103
	円錐ころ軸受	0104
	球面ころ軸受	0105
	針状ころ軸受	0106
	その他のころ軸受	0107
軸 受 ユ ニ ッ ト		0108

(新)

経済産業省生産動態統計調査
機械器具月報(その20)

20 軸 受
(軸受メタル等を含む)
(平成 年 月分)
名称変更

1. 製 品		項 目
品 目		
玉 (軸受ユニット用を除く)	ラジアル玉軸受	0101
	その他の玉軸受	0102
こ ろ 軸 受 (軸受ユニット用を除く)	円筒ころ軸受	0103
	円錐ころ軸受	0104
	球面ころ軸受	0105
	針状ころ軸受	0106
	その他のころ軸受	0107
	軸 受 ユ ニ ッ ト	0108
軸 受 メ タ ル		0109 移設
ブ ッ シ ュ		0110 移設

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①調査票名称「軸受(玉及びころ軸受に限る)」を「軸受(軸受メタル等を含む)」に変更する。
- ②軸受メタルを「機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品」から移設し、定義を拡大する。
- ③「ブッシュ」を「機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品」から移設し、定義を拡大する。

[改正理由]

- ①「軸受メタル」と「ブッシュ」の移設により、定義が拡大したため、名称を変更する
- ②③「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、移設する。
「軸受メタル」及び「ブッシュ」は、自動車部品のみを対象として調査していたが、産業用内燃機関への需要があることから、生産動向を的確に把握するため、定義を拡大して「機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品」から移設する。

鉄構物及び架線金物月報《調査票番号 2 2 1 0》

県・局・本

(旧)

(新)

調査組織の変更

調査組織の変更

[改正要旨]

経済産業局経由・都道府県経由

都道府県経由に一本化

調査票経由区分を経済産業局・都道府県から都道府県経由に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の3. 調査票に該当するため、調査組織の変更を行う。
調査業務の効率化の観点から、経由区分の見直しを行う。

(旧)

(新)

調査組織の変更

調査組織の変更

[改正要旨]

経済産業局経由・都道府県経由

都道府県経由に一本化

調査票経由区分を経済産業局・都道府県から都道府県経由に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の3. 調査票に該当するため、調査組織の変更を行う。
調査業務の効率化の観点から、経由区分の見直しを行う。

機械器具月報（その23）金型《調査票番号2230》

県・局・本

(旧)

(新)

調査対象規模
全品目区分 20名以上

調査対象規模
全品目区分 30名以上

[改正要旨]

調査対象規模を20名以上から30名以上に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の2. 対象範囲に該当するため、規模を変更する。

機械器具月報(その28)回転電気機械(航空機用のものを除く) 《調査票番号2280》

県・局・本

(旧)

生産			販売			月末在庫
数量(台)	容量	金額(百万円)	数量(台)	容量	金額(百万円)	数量(台)
A	B	C	D	E	F	G

(新)

生産			受入	販売			月末在庫
数量(台)	容量	金額(百万円)	数量(台)	数量(台)	容量	金額(百万円)	数量(台)
A	B	C	D	E	F	G	H

新設

[改正要旨]

「1. 製品」欄

「単相誘導電動機(非標準は70W以上)」、
 「標準三相誘導電動機」、
 「電気ホイスト」、
 「電気ブロワ」、
 「電気グラインダ」、
 「電気ドリル」、
 「電池ドリル及びドライバ」、
 「電気のかぎり」、
 「その他の電動工具」
 以上9品目について、「受入」項目を新設する。

※受入数量記入対象品目は以下のとおり

単相誘導電動機(非標準は70W以上)		0109								
標準三相誘導電動機		0110								
電	気	ホ	イ	ス	ト	0125				
電	気					ブ	ロ	ワ	0126	
電 動 工 具	電	気	グ	ラ	イ	ン	ダ	0127		
	電	気					ド	リ	ル	0128
	電池式ドリル及びドライバ								0129	
	電気のかぎり								0130	
	その他の電動工具								0131	

[改正理由]

「統一基準」の1.(1)①調査項目・単位に該当するため、新設する。
 上記9品目については、報告者からのデータ審査時に、「受入」がないために「生産」「出荷」「在庫」等のバランスがとれず、大幅な過欠が発生していることから、効率的な審査を実施するために受入項目を新設する。
 なお、過欠が発生する要因は、報告者へ確認したところ、国内下請け、関係子会社からの受入であった。

機械器具月報(その29) 静止電気機械器具 《調査票番号 2 2 9 0》

県・局・本

(旧)

生 産		販 売			月末在庫	
数量(台)	容 量	金額(百万円)	数量(台)	容 量	金額(百万円)	数量(台)

(新)

生 産		受 入	販 売			月末在庫	
数量(台)	容 量	金額(百万円)	数量(台)	数量(台)	容 量	金額(百万円)	数量(台)
A	B	C	D	E	F	G	H

新設

※受入数量記入対象品目は以下のとおり。

標 準 変圧器	油入り変 圧器	電 力 会 社 向	0101
		電 力 会 社 向 以 外	0102
	モ ー ル ド 変 圧 器		0103

[改正要旨]

「1. 製品」欄

「油入り変圧器（電力会社向）」、
「油入り変圧器（電力会社以外）」、
「モールド変圧器」
の以上3品目について、「受入」項目を新設する。

[改正理由]

「統一基準」の1.(1) ①調査項目・単位に該当するため、新設する。
上記3品目については、報告者からのデータ審査時に、「受入」がないために「生産」「出荷」「在庫」等のバランスがとれず、大幅な過欠が発生していることから、効率的な審査を実施するために受入項目を新設する。
なお、過欠が発生する要因は、報告者へ確認したところ、国内下請け、関係子会社からの受入であった。

機械器具月報(その31) 民生用電気機械器具 《調査票番号 2 3 1 0》

県・局・本

(旧)

受 入
数 量(台)
C

(新)

受 入	
国 内	国 外
数 量(台)	数 量(台)
C	D

分割

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ① 「受入」欄を「国内」と「国外」に分割する。
- ② 「洗濯機(全自動式・二槽式)」と「洗濯乾燥機」を統合する。

[改正理由]

- ① 「統一基準」の1.(1) ②内訳項目に該当するため、「受入」を「国内」と「国外」に分割する。海外からの受入が多いことから、「出荷」「在庫」に与える影響を把握するため分割する。
- ② 「統一基準」の1.(1) ③調査品目iiに該当するため、統合する。「洗濯機(全自動式・二槽式)」は、秘匿が必要なため、類似品目「洗濯乾燥機」と統合する。

1. 製 品	
項 目	
品 目	
電 子 レ ン ジ	0101
電 気 が ま	0102
ジ ャ ー ポ ッ ト	0103
食 器 洗 い 乾 燥 機	0104
電 気 冷 蔵 庫	0105
ク ッ キ ン グ ヒ ー タ ー	0106
換 気 扇	0107
電 気 温 水 器	0108
自然冷媒ヒートポンプ式給湯機	0109
家庭用電気井戸ポンプ	0110
電気洗濯機	洗濯機(全自動式・二槽式) 0111
	洗濯乾燥機 0112
電 気 掃 除 機	0113
温 水 洗 浄 便 座	0114
電 気 か み そ り	0115
電 気 マ ッ サ ー ジ 器 具	0116

1. 製 品	
項 目	
品 目	
電 子 レ ン ジ	0101
電 気 が ま	0102
ジ ャ ー ポ ッ ト	0103
食 器 洗 い 乾 燥 機	0104
電 気 冷 蔵 庫	0105
ク ッ キ ン グ ヒ ー タ ー	0106
換 気 扇	0107
電 気 温 水 器	0108
自然冷媒ヒートポンプ式給湯機	0109
家庭用電気井戸ポンプ	0110
電 気 洗 濯 機	0111
電 気 掃 除 機	0112
温 水 洗 浄 便 座	0113
電 気 か み そ り	0114
電 気 マ ッ サ ー ジ 器 具	0115

統合

機械器具月報(その32) 電球、配線及び電気照明器具 《調査票番号 2 3 2 0》

県・局・本

(旧)

1. 製 品		項 目		
品 目				
電 球	白 熱 電 球	一 般 照 明 用 電 球	0101	
		自 動 車 用 電 球	0102	
		ハ ロ ゲ ン 電 球	0103	
		そ の 他 の 白 熱 電 球	0104	
放 電 ラ ン プ	蛍 光 ラ ン プ	直 管 形 の 2 0 W	0105	
		直 管 形 の 4 0 W	0106	
		環 形	0107	
		そ の 他 の 蛍 光 ラ ン プ	0108	
		H I D ラ ン プ	0109	
		そ の 他 の 放 電 ラ ン プ	0110	
		L E D ラ ン プ	0111	
配 線 器 具	接 続 器 (自 己 消 費 を 除 く)		0112	
	そ の 他 の 配 線 器 具 (自 己 消 費 を 除 く)		0113	
電 気 照 明 器 具	白 熱 灯 器 具	一 般 用	0114	
		特 殊 用	0115	
	放 電 灯 器 具	蛍 光 灯 器 具	40W未満の直管を使用するもの	0116
			40W以上の直管を使用するもの	0117
			環 形 管 を 使 用 す る も の	0118
		高 圧 放 電 灯 器 具	0119	
		自 動 車 用 器 具 (二 輪 自 動 車 用 を 含 む)		0120

1. 製 品		項 目	
品 目			
電 球	白 熱 電 球	自 動 車 用 電 球	0101
		ハ ロ ゲ ン 電 球	0102
		そ の 他 の 白 熱 電 球	0103
		放 電 ラ ン プ	直 管 形 の 2 0 W
		直 管 形 の 4 0 W	0105
		環 形	0106
		そ の 他 の 蛍 光 ラ ン プ	0107
		H I D ラ ン プ	0108
		そ の 他 の 放 電 ラ ン プ	0109
		L E D ラ ン プ	0110
	配 線 器 具	接 続 器 (自 己 消 費 を 除 く)	
そ の 他 の 配 線 器 具 (自 己 消 費 を 除 く)		0112	
電 気 照 明 器 具	白 熱 灯 器 具		0113
	放 電 灯 器 具	直 管 を 使 用 す る も の	0114
		環 形 管 を 使 用 す る も の	0115
		高 圧 放 電 灯 器 具	0116
	L E D 器 具 (自 動 車 用 を 除 く)		0117
	自 動 車 用 器 具 (二 輪 自 動 車 用 を 含 む)		0118

統合

統合
統合

新設

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ① 「一般照明用電球」と「その他の白熱電球」を統合する。
- ② 「白熱灯器具（一般用）」と「白熱灯器具（特殊用）」を統合する。
- ③ 「蛍光灯器具（40W未満の直管を使用するもの）」と「蛍光灯器具（40W以上の直管を使用するもの）」を統合する。
- ④ 「LED器具（自動車用を除く）」を新設する。

[改正理由]

- ① 「統一基準」の1.(1) ③調査品目iiに該当するため、統合する。
「一般照明用電球」は、秘匿が必要なため、「その他の白熱電球」と統合する。
- ② 「統一基準」の1.(1) ③調査品目iに該当するため、統合する。
「白熱灯器具（特殊用）」の生産額が約100億円であり、今後減少が予想されるため、「白熱灯器具（一般用）」と統合する。
- ③ 「統一基準」の1.(1) ③調査品目iに該当するため、統合する。
「蛍光灯器具（40W未満の直管を使用するもの）」の生産額が19年と比較して23年は半減。また、業界から詳細区分での調査の必要性が乏しいとの意見もあり、「蛍光灯器具（40W以上の直管を使用するもの）」と統合する。
- ④ 「統一基準」の1.(1) ③調査品目iiiに該当するため、新設する。

機械器具月報(その33)通信機械器具及び無線応用装置《調査票番号2330》

県・局・本

(旧)

1. 製品					
項目					
品目					
電 話 機			0101		
電 話 応 用 装 置	ボ タ ン 電 話 装 置	0102			
	イ ン タ ー ホ ン	0103			
フ ァ ク シ ミ リ			0104		
交 換 機	電 子 局 用	0105			
	交 換 機 構 内 用	0106			
	そ の 他 の 交 換 機 ・ 付 属 装 置			0107	
搬 送 装 置	デ ジ タ ル 伝 送 装 置			0108	
	変 復 調 装 置			0109	
	そ の 他 の 搬 送 装 置 ・ 付 属 装 置			0110	
無 線 通 信 機 器 (衛 星 通 信 装 置 を 含 む)	放 送 装 置			0111	
	固 定 通 信 装 置	地 上 系 通 信 装 置		0112	
		衛 星 通 信 装 置		0113	
	移 動 通 信 装 置	陸 上 移 動 通 信 装 置	携 帯 電 話	0114	
			公 衆 用 PHS 端 末	0115	
		そ の 他 の 陸 上 移 動 通 信 装 置		0116	
		海 上 ・ 航 空 移 動 通 信 装 置		0117	
		基 地 局 通 信 装 置		0118	
		そ の 他 の 無 線 通 信 装 置			0119
		無 線 応 用 装 置	レ ー ダ 装 置		
	無 線 位 置 測 定 装 置			0121	
	テ レ メ ー タ ・ テ レ コ ン ト ロ ー ル			0122	
	そ の 他 の 無 線 応 用 装 置			0123	
	ネ ッ ト ワ ー ク 接 続 機 器			0124	

(新)

1. 製品					
項目					
品目					
電 話 機			0101		
電 話 応 用 装 置	ボ タ ン 電 話 装 置	0102			
	イ ン タ ー ホ ン	0103			
フ ァ ク シ ミ リ			0104		
交 換 機	電 子 局 用	0105			
	交 換 機 構 内 用	0106			
	そ の 他 の 交 換 機 ・ 付 属 装 置			0107	
搬 送 装 置	デ ジ タ ル 伝 送 装 置			0108	
	そ の 他 の 搬 送 装 置 ・ 付 属 装 置 (変 復 調 装 置 を 含 む)			0109	
無 線 通 信 機 器 (衛 星 通 信 装 置 を 含 む)	放 送 装 置			0110	
	固 定 通 信 装 置 (衛 星 ・ 地 上 系)			0111	
		移 動 通 信 装 置	陸 上 移 動 通 信 装 置	携 帯 電 話	0112
	公 衆 用 PHS 端 末			0113	
	そ の 他 の 陸 上 移 動 通 信 装 置		0114		
	海 上 ・ 航 空 移 動 通 信 装 置		0115		
	基 地 局 通 信 装 置		0116		
	そ の 他 の 無 線 通 信 装 置			0117	
	無 線 応 用 装 置		レ ー ダ 装 置		
		無 線 位 置 測 定 装 置			0119
		テ レ メ ー タ ・ テ レ コ ン ト ロ ー ル			0120
		そ の 他 の 無 線 応 用 装 置			0121
	ネ ッ ト ワ ー ク 接 続 機 器			0122	

統合

統合

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ① 「変復調装置」と「その他の搬送装置・付属装置」を統合する。
- ② 「地上系通信装置」と「衛星通信装置」を統合する。

[改正理由]

- ① 「統一基準」の1.(1) ③調査品目iiに該当するため、統合する。
「変復調装置」は、秘匿が必要なため、「その他の搬送装置・付属装置」と統合する。
- ② 「統一基準」の1.(1) ③調査品目iに該当するため、統合する。
「衛星通信装置」の生産額が23年は32億円、24年も年換算で60億円程度であるため、「地上系通信装置(671億円)」に統合する。

機械器具月報(その34)民生用電子機械器具《調査票番号2340》

県・局・本

(旧)

1. 製 品		項 目
品 目		
薄型テレビ	40型以上	0101
	40型未満	0102
DVDビデオ		0103
ビデオカメラ(放送用を除く)		0104
デジタルカメラ	一眼レフタイプ (レンズ交換式)	0105
	コンパクトタイプ	0106
カーオーディオ		0107
カーナビゲーションシステム		0108
補聴器		0109

削除

(新)

1. 製 品		項 目
品 目		
薄型テレビ	40型以上	0101
	40型未満	0102
ビデオカメラ(放送用を除く)		0103
デジタルカメラ	一眼レフタイプ (レンズ交換式)	0104
	コンパクトタイプ	0105
カーオーディオ		0106
カーナビゲーションシステム		0107
補聴器		0108

[改正要旨]

「1. 製品」欄
「DVDビデオ」を削除する。

[改正理由]

「統一基準」の1.(1) ③調査品目iに該当するため、削除する。

4. 生産能力 (単位:台)

区 分	月間生産能力	
	A	
薄型テレビ	0401	
DVDビデオ	0402	
ビデオカメラ (放送用を除く)	0403	
デジタルカメラ	0404	
カーナビゲーションシステム	0405	

削除

4. 生産能力 (単位:台)

区 分	月間生産能力	
	A	
薄型テレビ	0401	
ビデオカメラ (放送用を除く)	0402	
デジタルカメラ	0403	
カーナビゲーションシステム	0404	

機械器具月報(その36)電子管、半導体素子及び集積回路《調査票番号2360》

県・局・本

(旧)

液晶素子	アクティブ型	3.0 型 未 満	0137
		3.0 型 以 上 7.7 型 未 満	0138
		7.7 型 以 上	0139
	パッシブ型	液 晶 モ ジ ュ ー ル	0140
		液 晶 パ ネ ル	0141

(新)

液晶素子	アクティブ型	4.5 型 未 満	0137
		4.5 型 以 上 7.7 型 未 満	0138
		7.7 型 以 上	0139
	パッシブ型	液 晶 モ ジ ュ ー ル	0140
		液 晶 パ ネ ル	0141

区分見直し

[改正要旨]

「1-1. 製品」欄

- ①「液晶素子アクティブ型」の区分を「3.0型未満」、「3.0型以上7.7型未満」、「7.7型以上」から「4.5型未満」、「4.5型以上7.7型未満」、「7.7型以上」に変更をする。
- ②「太陽電池モジュール」の単位を「枚」から「KW」に変更する。

(旧)

太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル	0142	枚	枚	枚	枚	枚	枚
-------------------	------	---	---	---	---	---	---

「1-2. 生産内訳」欄

- ③「太陽電池モジュール」を削除

(新)

太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル	0142	kW	kW	kW	kW	kW	kW
-------------------	------	----	----	----	----	----	----

単位変更

(旧)

1-2. 生産内訳		(単位:KW)		
項目		生産容量	販売容量	在庫容量
品 目		A	B	C
太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル	0151			

(新)

<削除>

[改正理由]

- ①「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、単位を変更する。
 現行の区分では、携帯電話、スマートフォン、タブレットPC、カーナビゲーション等の主要製品に使用される液晶のサイズと合わなくなってきていることから、より実態を反映し、動向把握しやすい区分に変更する。
- ②「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、単位を変更する。
 「枚」では実態の把握ができなくなったため、「容量」に変更する。
- ③「統一基準」の1.(1) ①に該当するため、削除する。②の変更に伴い調査項目が重複することから削除する。

機械器具月報(その37)電子計算機及び関連装置《調査票番号2370》

県・局・本

(旧) 経済産業省生産動態統計調査
機械器具月報(その37)

(新) 経済産業省生産動態統計調査
機械器具月報(その37)

37 電子計算機及び関連装置

(平成 年 月分)

1. 製 品		項 目		
品 目				
電子計算機本体	はん(汎)用コンピュータ(メインフレーム)	0101		
	ミッドレンジコンピュータ	0102		
	パーソナルコンピュータ	サ ー バ 用	0103	
		デスクトップ型 (タワー型及び一体型を含む)	0104	
		ノートブック型 (タブレット型を含む)	0105	
周辺装置 (内蔵型を含む)	磁気ディスク装置	0106		
	光ディスク装置	0107		
	ディスクアレイ装置	0108		
	その他の外部記憶装置	0109		
入出力装置	プリンタ	インクジェットプリンタ	0110	
		レーザプリンタ	0111	
		その他のプリンタ	0112	
	モニター (電子計算機用)	液晶ディスプレイモニター	0113	
		その他のモニター	0114	
	その他の入出力装置	0115		
端末装置	金融用端末装置	現金自動預払機 (支払機を含む)	0116	
		その他の金融用端末装置	0117	
	情報キオスク端末装置	0118		
	携帯型専用端末装置	0119		
その他の端末装置	0120			
プラズマモニター	0121			
プロジェクタ	0122			

37 電子計算機及び情報端末

(平成 年 月分)

1. 製 品		項 目		
品 目				
電子計算機本体	はん(汎)用コンピュータ(メインフレーム)	0101		
	ミッドレンジコンピュータ	0102		
	パーソナルコンピュータ	サ ー バ 用	0103	
		デスクトップ型 (タワー型及び一体型を含む)	0104	
		ノートブック型 (タブレット型を含む)	0105	
情報端末	外部記憶装置 (内蔵型を含む)	ディスクアレイ装置	0106	
	その他の外部記憶装置	0107		
プリンタ	インクジェットプリンタ	0108		
	レーザプリンタ	0109		
	その他のプリンタ	0110		
モニター	3 1 型 未 満	0111		
	3 1 型 以 上	0112		
プロジェクタ	液晶ディスプレイ装置	0113		
	その他のプロジェクタ	0114		
	その他の情報端末	0115		
金融用端末装置	現金自動預払機 (支払機を含む)	0116		
		0117		
	その他の金融用端末装置	0118		
		0119		
情報キオスク端末装置	0120			
携帯型専用端末装置	0121			
その他の情報端末	0122			

変更

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①調査票名称「電子計算機及び関連装置」を「電子計算機及び情報端末」に変更する。
- ②「周辺装置」、「端末装置」、「プラズマモニター」、「プロジェクタ」の 카테고리を見直し、「情報端末」に変更する。
- ③「磁気ディスク装置」及び「光ディスク装置」を「その他の外部記憶装置」に統合する。
- ④「液晶ディスプレイモニター」、「その他のモニター」、「プラズマモニター」を統合し、さらに区分を「31型未満」と「31型以上」に変更する。
- ⑤「その他の入出力装置」と「その他の端末装置」を統合し、名称を「その他の情報端末」とする。

[改正理由]

- ①②全体のカテゴリを見直したため
- ③「統一基準」の1.(1) ③調査品目 i に該当するため、統合する。
「磁気ディスク装置」の生産額が18億円、「光ディスク装置」が30億円であるため、「その他の外部記憶装置」に統合する。
- ④「統一基準」の1.(1) ③調査品目 iv に該当するため、統合する。
事業所の報告者から用途別での記入が困難との意見が散見されることから、実態に即した「サイズ」による区分に変更する。
31型以上はデジタルサイネージ(電子看板などディスプレイやプロジェクタ等に映像や情報を流すもの)
31型未満はパソコン用
- ⑤「統一基準」の1.(1) ③調査品目 iv に該当するため、統合する。
「周辺装置」と「端末装置」を括ることから「その他の入出力装置」と「その他の端末装置」を分割しておくことが適当ではないため「その他の情報端末」として統合する。

統合

統合、
区分変更

統合

(旧)

経済産業省生産動態統計調査
機械器具月報(その40)

40 自動車
(二輪自動車及び戦闘用自動車を除く)

(平成 年 月 分)

1-1. 製品		品	項目
品 目			
乗 用 車 (シャシーを含む)	軽自動車・気筒容積 660ml以下	0101	
	小型自動車・気筒容積 660mlを超え 2,000ml以下	0102	
	普通自動車・気筒容積 2,000mlを超え るもの	0103	
バスシャシー (完成車を含む)	小型バス	0104	
	大型バス	0105	
トラ ック シャシー (完成車を含む)	軽自動車	0106	
	小型自動車	ガソリン車	0107
		ディーゼル車	0108
	普通自動車	ガソリン車	0109
		ディーゼル車	0110
けん引車	0111		
特殊自動車	0112		
トレーラ	0113		

(新)

経済産業省生産動態統計調査
機械器具月報(その40)

40 自動車
(戦闘用自動車を除く)

変更

(平成 年 月 分)

1-1. 製		品	項目
品 目			
乗 用 車	軽自動車・気筒容積 660ml以下	0101	
	小型自動車・気筒容積 660mlを超え 2,000ml以下	0102	
	普通自動車・気筒容積 2,000mlを超え るもの	0103	
バスシャシー (完成車を含む)	小型バス	0104	
	大型バス	0105	
トラ ック シャシー (完成車を含む)	軽自動車	0106	
	小型自動車	ガソリン車	0107
		ディーゼル車	0108
	普通自動車	ガソリン車	0109
		ディーゼル車	0110
けん引車	0111		
特殊自動車	0112		
トレーラ	0113		
二 輪 自 動 車 (モータを含む スクーター)	気筒容積 50ml以下	0114	} 移設
	気筒容積 50mlを超え125ml以下	0115	
	気筒容積 125mlを超え250ml以下	0116	
	気筒容積 250mlを超えるもの	0117	

[改正要旨]

「1-1. 製品」欄

①調査票名称「40自動車(二輪自動車及び戦闘用自動車を除く)」を「40自動車(戦闘用自動車を除く)」に名称を変更する。

②「気筒容積 50ml以下」
「気筒容積50mlを超え125ml以下」
「気筒容積 125mlを超え250ml以下」
「気筒容積 250mlを超えるもの」

以上4品目について「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品」から移設する。

[改正理由]

①「二輪自動車」の移設に伴い名称を変更する。
②「統一基準」の3. 調査票に該当するため、移設する。「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品」は品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する当該月報に移設する。

(旧)

1-2. 製 品		品 目	項 目
車	乗 用 車 ボ デ ー		0114
	バ ス ボ デ ー	小 型 バ ス ボ デ ー	0115
		大 型 バ ス ボ デ ー	0116
	ト ラ ッ ク ボ デ ー	小 型 ト ラ ッ ク 運 転 台	0117
		小 型 ト ラ ッ ク 荷 台	0118
		普 通 ト ラ ッ ク 運 転 台	0119
普 通 ト ラ ッ ク 荷 台		0120	
体	特 装 ボ デ ー	0121	
	小 型 特 装 ボ デ ー	0122	
	普 通 特 装 ボ デ ー	0123	

削除
削除
削除
削除
削除

(新)

1-2. 製 品		品 目	項 目
車 体	ト ラ ッ ク ボ デ ー	小 型 ト ラ ッ ク 荷 台	0118
		普 通 ト ラ ッ ク 荷 台	0119
	特 装 ボ デ ー	小 型 特 装 ボ デ ー	0120
		普 通 特 装 ボ デ ー	0121

統合

1-3. 乗用車生産内訳(ハイブリッド車)		品 目	項 目
乗 用 車	軽自動車・気筒容積 660mℓ以下	0131	
	小型自動車・気筒容積 660mℓを超え 2,000mℓ以下	0132	
	普通自動車・気筒容積 2,000mℓを超え るもの	0133	

1-3. 生産内訳(ハイブリッド車)		品 目	項 目
乗 用 車	軽自動車・気筒容積 660mℓ以下	0131	
	小型自動車・気筒容積 660mℓを超え 2,000mℓ以下	0132	
	普通自動車・気筒容積 2,000mℓを超え るもの	0133	
バ		0134	
ト		0135	

新設
新設

4. 生 産 能 力		区 分
乗 用 車		0401
普 通 車		0402
小型トラック(軽トラックを含む)		0403

4. 生 産 能 力		区 分
乗 用 車		0401
普 通 ト ラ ッ ク ・ バ ス ・ けん 引 車		0402
小 型 ト ラ ッ ク ・ 軽 ト ラ ッ ク		0403
二 輪 自 動 車		0404

名称変更
名称変更
移設

[改正要旨]

「1-2. 製品」欄

- ③「乗用車ボデー」、「小型バスボデー」、「大型バスボデー」を削除する。
- ④「小型トラック運転台」、「普通トラック運転台」を削除する。
- ⑤「小型特装ボデー」の内訳である「貨客兼用車ボデー」と「その他の小型特装ボデー」を統合する。
- 「1-3. 乗用車生産内訳(ハイブリッド車)」欄
- ⑥「バス」、「トラック」を新設する。

「4. 生産能力」欄

- ⑦「普通車」を「普通トラック・バス・けん引車」に名称変更し、注記を削除する。
- ⑧「小型トラック(軽トラックを含む)」を「小型トラック・軽トラック」に名称変更する。
- ⑨「二輪自動車」を「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品」から移設する。

[改正理由]

- ③④「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、削除する。
- ⑤「統一基準」の1.(1) ③調査品目iに該当するため、統合する。
- ⑥「統一基準」の1.(1) ③調査品目iiiに該当するため、新設する。
- ハイブリッド方式のバス、トラックは今後普及が見込まれるため、新設する。
- ⑦欄外に注書きがあるものの、報告者によりわかりやすくするため、名称を変更する。
- ⑧小型トラック及び軽トラックのみが対象の調査であることから、誤解が生じないよう名称を変更する。
- ⑨「統一基準」の3. 調査票に該当するため、移設する。
- 「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品」は品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する当該月報に移設する。

(旧)

1. 製品			
項目			
品目	品目	品目	
自動車部品	エンジン	ガソリンエンジン 0101	
		ディーゼルエンジン 0102	
	機関	ピストン 0103	
		ピストンリング 0104	
		シリンダーライナ 0105	
		吸気弁・排気弁 0106	
		軸受メタル 0107	
		ブッシュ 0108	
		ガスケット 0109	
		オイルシール 0110	
		部品	燃料ポンプ 0111
			気化器・燃料噴射装置 0112
	空気清浄器 0113		
	油清浄器 0114		
	駆動伝導及び操縦装置部品	油ポンプ 0115	
		水ポンプ 0116	
		放熱器(ラジエータ) 0117	
		クラッチ装置 0118	
		自動変速装置 0119	
		ユニバーサルジョイント 0120	
		プロペラシャフト 0121	
		車輪 0122	
	かじ取りハンドル 0123		
	ステアリング装置・タイロッド・タイロッドエンド 0124		

移設
移設
移設

(新)

1. 製品		
項目		
品目	品目	品目
自動車部品	エンジン	ガソリンエンジン 0101
		ディーゼルエンジン 0102
	機関	ピストン 0103
		ピストンリング 0104
		シリンダーライナ 0105
		吸気弁・排気弁 0106
		ガスケット 0107
		燃料ポンプ 0108
		気化器・燃料噴射装置 0109
		空気清浄器 0110
		油清浄器 0111
		油ポンプ 0112
	水ポンプ 0113	
	放熱器(ラジエータ) 0114	
	駆動伝導及び操縦装置部品	クラッチ装置 0115
		自動変速装置 0116
		ユニバーサルジョイント 0117
		プロペラシャフト 0118
		車輪 0119
		かじ取りハンドル 0120
		ステアリング装置・タイロッド・タイロッドエンド 0121
		ショックアブソーバ 0122
		ブレーキ倍力装置 0123
		ブレーキシリンダ 0124
ブレーキパイプ 0125		
ブレーキシュー 0126		
電子式ブレーキ制御装置 0127		

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①「軸受メタル」と「ブッシュ」を「機械器具月報(その20)軸受(軸受メタル等を含む)」へ移設する。
- ②「オイルシール」を「ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)」へ移設する。

[改正理由]

- ①「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、移設する。
「軸受メタル」及び「ブッシュ」は、自動車部品のみを対象として調査していたが、産業用内燃機関への需要があることから、生産動向を的確に把握するため、定義を拡大して移設する。
- ②「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、移設する。
「オイルシール」は自動車の機関部品としてとらえていたが、機関部品以外にも使用されるため、材質で整理し「ゴム製品月報」に移設する。

(旧)

品目		項目	
自動車部品	懸架制動装置部品	ショックアブソーバ	0125
		ブレーキ倍力装置	0126
		ブレーキシリンダ	0127
		ブレーキパイプ	0128
		ブレーキシュー	0129
		電子式ブレーキ制御装置	0130
	シャシー及び車体部品	燃料タンク(LPG用を除く)	0131
		排気管・消音器	0132
		窓わく	0133
		ドアヒンジ・ドアハンドル・ロック	0134
		窓ガラス開閉装置	0135
		シート	0136
		シートベルト	0137
		エアバッグモジュール	0138
	その他の部品	スイッチ類	0139
		計器類	0140
		ワイパー	0141
		警音器	0142
暖房装置		0143	
内燃機関電装品 <small>(自動車のものを含む)</small>	充電発電機(ダイナモ)	0144	
	始動電動機(スタータ)	0145	
	配電器(ディストリビュータ)	0146	
	点火線輪(イグニションコイル)	0147	
	点火栓(プラグ)	0148	

(新)

品目		項目	
自動車部品	シャシー及び車体部品	燃料タンク(LPG用を除く)	0128
		排気管・消音器	0129
		窓わく	0130
		ドアヒンジ・ドアハンドル・ロック	0131
		窓ガラス開閉装置	0132
	その他の部品	シート	0133
		シートベルト	0134
		エアバッグモジュール	0135
		スイッチ類	0136
		計器類	0137
	内燃機関電装品 <small>(自動車のものを含む)</small>	ワイパー	0138
		警音器	0139
		暖房装置	0140
		充電発電機(ダイナモ)	0141
		始動電動機(スタータ)	0142
二輪自動車部品	配電器(ディストリビュータ)	0143	
	点火線輪(イグニションコイル)	0144	
	点火栓(プラグ)	0145	
	エンジン	0146	
	気化器	0147	
	ショックアブソーバ	0148	
	計器類	0149	
	ブレーキ装置	0150	

定義変更

移設

[改正要旨]

「1. 製品」欄

③「エアバックジュール」の定義を変更する。

④「エンジン」

「気化器」

「ショックアブソーバ」

「計器類」

「ブレーキ装置」

以上5品目を「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品」から移設する。

[改正理由]

③「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、定義を変更する。

「エアバックジュール」については、現行調査では完成品のほか、制御装置や各種センサーなど主要な部品も生産の定義に含んでいたが、主要部品を製造する事業所から金額のみの報告が散見されたことから、数量項目との整合性を図るため、定義を変更し、完成品である「エアバックジュール」を対象とし、部品は対象外とする。

④「統一基準」の3. 調査票に該当するため、「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品」から移設する。

「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品」は品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する当該月報に移設する。

機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品《調査票番号2420》

県・局・本

1. 製 品		項 目	品 目
二輪自動車 (モータースクーターを含む)	気筒容積 50ml以下		
	気筒容積 50mlを超え125ml以下	0102	
	気筒容積 125mlを超え250ml以下	0103	
	気筒容積 250mlを超えるもの	0104	
二輪自動車部品	エ ン ジ ン	0105	} → 2410月報へ移設
	気 化 器	0106	
	シ ョ ッ ク ア ブ ソ ー バ	0107	
	計 器 類	0108	
	ブ レ ー キ 装 置	0109	

3. 労 務		(単位:人)
区 分		月末従事者数
		A
当 該 品 目 群	0301	} → 2400月報、2410月報の いずれか該当する月報へ 移設
事 業 所	0302	

4. 生 産 能 力		(単位:台)
区 分		月間生産能力
		A
二 輪 自 動 車	0401	} → 2400月報へ移設

[改正要旨]
「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品」は廃止する。

「1. 製品」欄

- ①二輪自動車「気筒容積 50ml以下」、
「気筒容積 50mlを超え125ml以下」、
「気筒容積 125mlを超え250ml以下」、
「気筒容積 250mlを超えるもの」

以上4品目について「機械器具月報(その40)自動車」へ移設する。

- ②二輪自動車部品「エンジン」、
「気化器」、
「ショックアブソーバ」、
「計器類」、
「ブレーキ装置」

以上5品目を「機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品」へ移設する。

「3. 労務」欄

- ③「機械器具月報(その40)自動車」の「機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品」の当該する月報へ移設する。

「4. 生産能力」欄

- ④「機械器具月報(その40)自動車(戦闘用自動車を除く)」へ移設する。

[改正理由]

「統一基準」の3. 調査票に該当するため、移設する。

「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品」は品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する月報へ移設して、廃止する。

機械器具月報(その49) 武器 《調査票番号 2 4 9 0》

県 ・ 局 ・ 本

(旧)

(新)

[改正要旨]

当該月報の廃止

当該月報の廃止

[改正理由]

「統一基準」の3調査票に該当するため、廃止する。
動向把握の必要性が低くなったため廃止する。

銑鉄鋳物月報《調査票番号2530》

県・局・本

(旧)

調査対象規模
全品目区分 20名以上

(新)

調査対象規模
全品目区分 30名以上

[改正要旨]

調査対象規模を20名以上から30名以上に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の2. 対象範囲に該当するため、規模を変更する。

(旧)

(新)

調査対象規模
ニット生地 20名以上

調査対象規模
ニット生地 30名以上

[改正要旨]
「1-1. 製品-ニット生地」
①調査対象規模の変更をする。
「1-2. 製品」欄

②削除する。

「4. 生産能力」欄
③「4. 設備」欄を設備調査から生産設備・能力調査に変更する。
「月間平均実働台数」を「月間生産能力」に変更し、「生産実績」を新設する。

[改正理由]
①「統一基準」の2. 対象範囲に該当するため、規模を変更する。
②「統一基準」の1. (1) ①調査項目に該当するため、削除する。
生地別・編立て別に把握する必要性が低くなったため、削除する。
③「統一基準」の1. (4)生産能力・設備欄に該当するため、設備調査から能力調査へ変更する。
稼働の実態をよりの確に表す調査項目とするため生産能力調査に変更する。また、設備別に生産実績を把握し、より正確な稼働率の把握に資するものとする。

1-2. 製品 - ニット生地 編立て別 内訳			単位:kg	
品目	項目	番号	生産	
			たて編・横編 A	丸編 B
綿	生地	0111		
毛	生地	0112		
合成	繊維生地	0113		
その他	繊維製生地	0114		

削除

変更

4. 設備		備		月末保有台数	月間平均実働台数
区分	単位	番号		A	B
たて編機	台	0401			
丸編機(靴下機を除く)	台	0402			
横編機	台	0403			
フルファッション	台	0404	セクション数		
靴下用丸編機	台	0405			
工業用動力ミシン	台	0406			

4. 生産設備・能力		備		月末保有台数	月間生産能力	生産実績
区分	単位	番号		A	B	C
たて編機	kg	0401				
丸編機(靴下機を除く)	kg	0402				
横編機	kg	0403				
フルファッション	kg	0404				
靴下用丸編機	点	0405				
工業用動力ミシン	点	0406				

新設

(旧) **1-3. 製品 - ニット製・織物製** (新)

項目		単	番
品目		位	号
ニット製	外 衣	デカ	0121
	下着・補整着・寝着類	デカ	0122
	靴	下	0123
	手袋	袋	0124
織物製	外 衣	点	0125
	下着・補整着・寝着類	点	0126

再編

1-2. 製品 - ニット製・織物製

項目		単	番
品目		位	号
ニット製	外 衣	点	0121
	セーター・カーデガン・ベスト類	点	0122
	スポーツ用(上衣・ズボン・スカート)	点	0123
	アウターシャツ・スポーツシャツ・Tシャツ	点	0124
	その他のニット製外衣	点	0125
	下着・補整着・寝着類	点	0126
	アンダーシャツ・クレープシャツ	点	0127
	パンツ類	点	0128
	その他の下着・補整着・寝着類	点	0129
	靴	下	0130
	パンティストッキング	点	0131
	その他の靴下	点	0132
	手袋	袋	0133
織物製	外 衣	点	0134
	スーツ類(上衣・ズボン・スカート)	点	0135
	ズボン・スラックス・スカート類	点	0136
	校服(上衣・オーバーコート・ズボン・スカート)	点	0137
	制服・作業服・事務服(上衣(衛生白衣を含む)・オーバーコート・ズボン・スカート)	点	0138
	ワイシャツ・ブラウス	点	0139
	その他の織物製外衣	点	0140
	下着・補整着・寝着類	点	0141
	パンツ類	点	0142
	その他の下着・補整着・寝着類	点	0143

単位変更

[改正要旨]

「1-3. 製品」欄

- ④ 「ニット製」の単位を「デカ」から「点」に変更する。
- ⑤ 「1-3. 製品-ニット製・織物製」から「1-2. 製品-ニット製・織物製」に変更する。
- ⑥ 「1-3. 製品-ニット製・織物製」の再編、「1-4. 製品-生産内訳」の削除する。旧「1-4. 生産内訳」の「外衣」、「下着・寝着類」、「靴下」のうち生産量の多い上位品目、それ以外の品目は「その他」に統合して、「1-2 製品」の内訳とする。織物製は男女別を廃止する。

[改正理由]

- ④ 「統一基準」の1. (1) ③調査品目ivに該当するため、単位を変更する。業界で一部「デカ(10点)」を使用していたが、報告者は「点」での記入が可能であることから、織物製外衣の単位「点」にあわせ集計作業等の効率化を図る。
- ⑤⑥ 「統一基準」の1. (1) ①調査項目に該当するため、再編する。また記入者負担の観点から簡素化を図る。

1-4. 製品 - 生産内訳 単位: ニット製・・・デカ(10点)、織物製・・・点

項目		番	織物製(点)			
品目		号	ニット製(デカ)	成年男子・少年用	成年女子・少女用	
			A	B	C	
外	上 衣	0141				
	ズボン・スカート	0142				
	オーバーコート・ジャケット類	0143				
	ズボン・スラックス・スカート類	0144				
	ドレス類	0145				
	セーター・カーデガン・ベスト類	0146				
	校服	上衣・オーバーコート	0147	0155Aへ		
		ズボン・スカート	0148	0155Aへ		
	制服・作業服・事務服	上衣(衛生白衣を含む)・オーバーコート	0149	0155Aへ		
		ズボン・スカート	0150	0155Aへ		
スポーツ用	上 衣	0151				
	ズボン・スカート	0152				
衣	ワイシャツ・ブラウス	0153				
	アウターシャツ・スポーツシャツ・Tシャツ	0154				
その他の外衣	0155					
下着・寝着類	アンダーシャツ・クレープシャツ	0156		0159Bへ	0159Cへ	
	スリッパ・ベチコート類	0157				
	パンツ類	0158				
	その他の下着	0159				
	寝着類(パジャマ・ネグリジェ)	0160				
	靴下	0162				
靴	パンティストッキング	0161				
	短靴下類(その他の靴下を含む)	0162				

段ボール月報《調査票番号4290》

県・局・本

(旧)

調査対象規模
全品目区分 10名以上

(新)

調査対象規模
全品目区分 50名以上

[改正要旨]

調査対象規模を10名以上から50名以上に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の2. 対象範囲に該当するため、規模を変更する。

(旧)

(新)

調査組織の変更

調査組織の変更

[改正要旨]

経済産業省直送

経済産業局経由

調査票経由区分を経済産業省直送から経済産業局
経由に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の3. 調査票に該当するため、調査組
織の変更を行う。
調査業務の効率化の観点から、経由区分の見直しを
行う。

ガラス製品・ほうろう鉄器月報《調査票番号5120》

県・局・本

(旧)

1. 製 品		単 位	番 号
項 目			
品 目			
電球類用・電子管用ガラスバルブ (管・棒を含む)		t	0101
光 学 用 ガ ラ ス 素 地		t	0102
照 明 ・ 信 号 用 ガ ラ ス レ ン ズ		t	0103
理 化 学 ・ 医 学 用 ガ ラ ス		t	0104
無 アルカリガラス基板		1000 m ²	0105
容 器 類	飲 酒 類 用 び ん	t	0106
	料 清 涼 飲 料 用 び ん	t	0107
	用 し 好 ・ 滋 養 飲 料 用 び ん	t	0108
	食 料 用 ・ 調 味 料 用 容 器	t	0109
	化 粧 品 用 容 器	t	0110
	薬 び ん	t	0111
台 食 所 用 ・ 品	コ ッ プ	t	0112
	その他の台所・食卓用品 (花びん・灰皿を含む)	t	0113
そ の 他 の ガ ラ ス 製 品		t	0114
ほ う ろ う 鉄 器 製 品		t	0115

(新)

1. 製 品		単 位	番 号
項 目			
品 目			
電球類用・電子管用ガラスバルブ (管・棒を含む)		t	0101
光 学 用 ガ ラ ス 素 地		t	0102
照 明 ・ 信 号 用 ガ ラ ス レ ン ズ		t	0103
理 化 学 ・ 医 学 用 ガ ラ ス		t	0104
無 アルカリガラス基板		1000 m ²	0105
化 学 強 化 ガ ラ ス		1000 m ²	0106
容 器 類	飲 酒 類 用 び ん	t	0107
	料 清 涼 飲 料 用 び ん	t	0108
	用 し 好 ・ 滋 養 飲 料 用 び ん	t	0109
	食 料 用 ・ 調 味 料 用 容 器	t	0110
	化 粧 品 用 容 器	t	0111
	薬 び ん	t	0112
台 食 所 用 ・ 品	コ ッ プ	t	0113
	その他の台所・食卓用品 (花びん・灰皿を含む)	t	0114
そ の 他 の ガ ラ ス 製 品		t	0115
ほ う ろ う 鉄 器 製 品		t	0116

新設

[改正要旨]

「1. 製品」欄
品目に「化学強化ガラス」を新設する。

[改正理由]

「統一基準」の1.(1) ③調査品目iiiに該当するため、新設する。
タッチパネル用の産業向けに表面保護材としてなどの用途として需要拡大見込まれることから新設する。

陶磁器月報《調査票番号5130》

県・局・本

(旧)

調査対象規模
全品目区分 5名以上

(新)

調査対象規模
全品目区分 10名以上

[改正要旨]

調査対象規模を5名以上から10名以上に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の2. 対象範囲に該当するため、規模を変更する。

石油化学製品月報《調査票番号6100》

県・局・本

(旧)

調 査 品 目		単位	番号
そ の 他 の 石 油 化 学 製 品	エチレン	t	0134
	酸化エチレン	t	0135
	エチレングリコール	t	0136
	エチレングリコールエーテル	t	0138
	アセトアルデヒド	t	0140
	酢酸(99%換算)	t	0141
	酢酸エチル	t	0142
	エチルアルコール	kl	0144
	二塩化エチレン	t	0146
	プロピレン	t	0147
	酸化プロピレン	t	0148
	プロピレングリコール	t	0149
	ポリプロピレングリコール	t	0150
	エピクロルヒドリン	t	0151
	イソプロピルアルコール	t	0153
	合成アセトン	t	0154
メチルイソブチルケトン	t	0155	
アクリロニトリル	t	0156	
アクリル酸エステル	t	0157	
合成オクタノール	t	0158	
合成ブタノール	t	0159	
メチルエチルケトン	t	0162	
ブタン・ブチレン	t	0163	
ブタジエン	t	0164	
ノルマルパラフィン	t	0165	
分解ガソリン	t	0166	

(新)

調 査 品 目		単位	番号
そ の 他 の 石 油 化 学 製 品	エチレン	t	0134
	酸化エチレン	t	0135
	エチレングリコール	t	0136
	エチレングリコールエーテル	t	0138
	アセトアルデヒド	t	0140
	酢酸(99%換算)	t	0141
	酢酸エチル	t	0142
	エチルアルコール	kl	0144
	二塩化エチレン	t	0146
	プロピレン	t	0147
	酸化プロピレン	t	0148
	プロピレングリコール	t	0149
	ポリプロピレングリコール	t	0150
	エピクロルヒドリン	t	0151
	イソプロピルアルコール	t	0153
	合成アセトン	t	0154
メチルイソブチルケトン	t	0155	
アクリロニトリル	t	0156	
アクリル酸エステル	t	0157	
合成オクタノール	t	0158	
合成ブタノール	t	0159	
メチルエチルケトン	t	0162	
ブタン・ブチレン	t	0163	
ブタジエン	t	0164	
分解ガソリン	t	0166	

削除

[改正要旨]

「1. 製品」欄
「ノルマルパラフィン」を削除

[改正理由]
「統一基準」の1.(1)③調査品目iiに該当するため、削除する。
「ノルマルパラフィン」の生産事業所は2事業所となったため秘匿処理が必要だが、類似品目との統合ができないため削除する。

プラスチック月報《調査票番号6160》

県・局・本

(旧)

(新)

1. 製品		番号
項目		
品目		
フェノール樹脂	成形材料	0101
	積層品	0102
	木材加工接着剤用	0103
	その他のフェノール樹脂	0104
ユリア樹脂		0105
メラミン樹脂	化粧板用	0106
	塗料用	0107
	接着剤用	0108
	その他のメラミン樹脂	0109
不飽和ポリエステル樹脂	F R P 用	0110
	その他の不飽和ポリエステル樹脂	0111
アルキド樹脂		0112
エポキシ樹脂		0113
ウレタンフォーム	軟質	0114
	硬質	0115
メタクリル酸エステル(モノマー)		0116
メタクリル樹脂	成形材料	0117
	その他のメタクリル樹脂	0118
酢酸ビニル(モノマー)		0119
ポリビニルアルコール		0120
塩化ビニル(モノマー)		0121
塩化ビニル樹脂	ポリマー	0122
	コポリマー	0123
	ペースト	0124
カプロラクタム		0125
ポリアミド系樹脂成形材料		0126
ふつ素樹脂		0127
ポリカーボネート		0128
ポリアセタール		0129
ポリエチレンテレフタレート	繊維用	0130
	容器用	0131
	その他のポリエチレンテレフタレート	0132
ポリブチレンテレフタレート		0133
変性ポリフェニレンエーテル		0134
その他の樹脂		0135

1. 製品		番号
項目		
品目		
フェノール樹脂	成形材料	0101
	積層品	0102
	木材加工接着剤用	0103
	その他のフェノール樹脂	0104
ユリア樹脂		0105
メラミン樹脂	化粧板用	0106
	塗料用	0107
	接着剤用	0108
	その他のメラミン樹脂	0109
不飽和ポリエステル樹脂	F R P 用	0110
	その他の不飽和ポリエステル樹脂	0111
アルキド樹脂		0112
エポキシ樹脂		0113
ウレタンフォーム	軟質	0114
	硬質	0115
メタクリル酸エステル(モノマー)		0116
メタクリル樹脂	成形材料	0117
	その他のメタクリル樹脂	0118
酢酸ビニル(モノマー)		0119
ポリビニルアルコール		0120
塩化ビニル(モノマー)		0121
塩化ビニル樹脂	ポリマー	0122
	コポリマー	0123
	ペースト	0124
カプロラクタム		0125
ポリアミド系樹脂成形材料		0126
ふつ素樹脂		0127
ポリカーボネート		0128
ポリアセタール		0129
ポリエチレンテレフタレート	繊維用	0130
	容器用	0131
	その他のポリエチレンテレフタレート	0132
ポリブチレンテレフタレート		0133
ポリフェニレンサルファイド		0134
その他の樹脂		0135

新設
統合

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①「変性ポリフェニレンエーテル」と「その他の樹脂」を統合する。
- ②「ポリフェニレンサルファイド」を新設する。

[改正理由]

- ①「統一基準」の1.(1) ③調査品目iiに該当するため、統合する。
「変性ポリフェニレンエーテル」は生産事業所が2事業所と秘匿が必要となったため、「その他の樹脂」に統合する。
- ②「統一基準」の1.(1) ③調査品目iiiに該当するため、新設する。
「ポリフェニレンサルファイド」は、電気自動車、ハイブリッド自動車向けパワーモジュール関連部品での市場拡大が見込まれるため新設する。

ゴム製品月報（自動車用タイヤ） 《調査票番号6201》

県・局・本

(旧)

1. 製 品					
品 目	項 目	単 位	番 号	生 産	
				数 量	新ゴム量(t)
				A	B
自動車用タイヤ	トラック・バス用	1000本	0101		
	乗 用 車 用	1000本	0102		
	小 型 ト ラ ッ ク 用	1000本	0103		
	二 輪 自 動 車 用	1000本	0104		
	特 殊 車 両 用	1000本	0105		
更生タイヤ用練生地	新ゴム量	t	0106		

削除

(新)

1. 製 品					
品 目	項 目	番 号	生 産		
				数 量	新ゴム量(t)
				A	B
トラック・バス用	1000本	0101			
乗 用 車 用	1000本	0102			
小 型 ト ラ ッ ク 用	1000本	0103			
二 輪 自 動 車 用	1000本	0104			
特 殊 車 両 用	本	0105			

6202 ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)へ移設

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①「自動車用タイヤ」の「新ゴム量」欄を削除する。
 - ②「更正タイヤ用練生地|新ゴム量」を「6202 ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）」へ移設する
- 「4. 生産能力」欄
- ③単位を「t/月」から「1000本/月」に変更する。
 - ④「自動車用タイヤ」を「自動車用タイヤ（除く特殊車両）」へ名称及び定義を変更する。

[改正理由]

- ①「統一基準」の1.(1) ①調査項目・単位に該当するため、削除する。
生産動態統計における定義として「生産」は新たに生産された量を記入する項目であるが、「新ゴム量」は原材料として投入された量であるため、整合性がとれない。また、原材料欄でも同義の調査をしているため、記入者負担の軽減の観点からも、「新ゴム量」単位の項目を削除する。
- ②「統一基準」の1.(1) ①調査品目ivに該当するため、移設する。
「更正タイヤ用練生地」はタイヤではなく、更正タイヤ製造に使用される材料である。また、工業統計においても「タイヤ製造業」ではなく「ゴム練生地製造業」に格付けされていることから、「ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）」に移設する。
- ③「新ゴム量」の削除に伴い、「本」に変更する。
- ④「統一基準」の1.(4)生産能力・設備欄に該当するため、生産能力から除く。
「特殊車両用」は1本が大きい製品もあり、正確な稼働率が把握できないため生産能力から除く。

4. 生 産 能 力		単 位 : t/月 単位変更	
区 分	番 号	月 間 生 産 能 力	
		A	
自 動 車 用 タ イ ヤ	0401		

4. 生 産 能 力		単 位 : 1000本/月	
区 分	番 号	月 間 生 産 能 力	
		A	
自動車用タイヤ(特殊車両を除く)	0401		

名称及び定義変更

ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く） 《調査票番号6202》

県・局・本

(旧)

1. 製 品				生 産	
品 目	項 目	単 位	番 号	数 量	新ゴム量 (t)
				A	B
				ゴム製物	ゴム底布ぐつ
	その他のゴム製履物 (総ゴムぐつを含む)	1000足	0102		
プラスチック履物	くつ(射出成形品)	1000足	0103		
	その他のプラスチック製履物(ゴム・プラスチック製のくつ、サンダルを含む)	1000足	0104		
ゴムベルト	コンベヤベルト	1000cm プライ	0105		
	歯付ベルト	新ゴム量 t	0106		
	その他のゴムベルト	新ゴム量 t	0107		
ゴムホース	高圧用	1000m	0108		
	自動車用	1000m	0109		
	その他のゴムホース	1000m	0110		
工業用ゴム製品	防振ゴム	新ゴム量 t	0111		
	防げん材	新ゴム量 t	0112		
	ゴムロール (一般工業用等)	新ゴム量 t	0113		
	パッキン類	新ゴム量 t	0114		
	スポンジ製品	新ゴム量 t	0115		
	ゴム板	新ゴム量 t	0116		
	その他の工業用ゴム製品	新ゴム量 t	0117		
その他の製品	医療・衛生用	新ゴム量 t	0118		
	運動競技用品	新ゴム量 t	0119		
	その他	新ゴム量 t	0120		
再生ゴム		t	0121		

(新)

1. 製 品				生 産	
品 目	項 目	単 位	番 号	数 量	新ゴム量 (t)
				A	B
				ゴム製物	ゴム底布ぐつ
	その他のゴム製履物 (総ゴムぐつを含む)	1000足	0102		
プラスチック履物	くつ(射出成形品)	1000足	0103		
	その他のプラスチック製履物(ゴム・プラスチック製のくつ、サンダルを含む)	1000足	0104		
ゴムベルト	コンベヤベルト	1000cm プライ	0105		
	歯付ベルト	新ゴム量 t	0106		
	その他のゴムベルト	新ゴム量 t	0107		
ゴムホース	高圧用	1000m	0108		
	自動車用	1000m	0109		
	その他のゴムホース	1000m	0110		
工業用ゴム製品	防振ゴム	新ゴム量 t	0111		
	防げん材	新ゴム量 t	0112		
	ゴムロール (一般工業用等)	新ゴム量 t	0113		
	パッキン類	新ゴム量 t	0114		
	オイルシール	新ゴム量 t	0115		
	スポンジ製品	新ゴム量 t	0116		
	ゴム板	新ゴム量 t	0117		
	その他の工業用ゴム製品	新ゴム量 t	0118		
再生ゴム	タイヤ用練生地	新ゴム量 t	0119		
その他の製品	医療・衛生用	新ゴム量 t	0120		
	運動競技用品	新ゴム量 t	0121		
	その他	新ゴム量 t	0122		
再生ゴム		t	0123		

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①「その他のプラスチック製履物(ゴム・プラスチック製のくつ、サンダルを含む)」の新ゴム量を斜線項目に変更する。
- ②「パッキン類」に、「機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品」から「オイルシール」を移設し、特掲する。
- ③「ゴム製品月報(自動車タイヤ)」から「更正タイヤ用練生地」を移設する。

[改正理由]

- ①該当する数値の記入がないことから、「新ゴム量」は斜線項目とする。
- ②「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、移設する。
「オイルシール」は自動車の機関部品としてとらえていたが、機関部品以外にも使用されるため、材質で整理し「機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品」から移設する。
- ③「統一基準」の1.(1) ①調査品目ivに該当するため、移設する。
更正タイヤ用練生地はタイヤではなく、更正タイヤ製造に使用される材料である、また、工業統計においても「タイヤ製造業」ではなく「ゴム練生地製造業」に格付けされていることから、「ゴム製品月報(自動車用タイヤ)」から移設する。

斜線項目に変更

特掲

移設

プラスチック製品月報《調査票番号6210》

県・局・本

(旧)

調査対象規模
全品目区分 40名以上

(新)

調査対象規模
全品目区分 50名以上

[改正要旨]

調査対象規模を40名以上から50名以上に変更する。

[改正理由]

「統一基準」の2. 対象範囲に該当するため、規模を変更する。

セメント月報《調査票番号7220》

県・局・本

(旧)

(新)

セメント製品月報に統合

[改正要旨]

「セメント月報」を「セメント製品月報」に移設して統合する。

[改正理由]

「統一基準」の3調査票に該当するため、統合する。
「セメント月報」は品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する「セメント製品月報」に移設して統合する。

金属製建具月報《調査票番号7320》

県・局・本

(旧)

1. 製品				番号
項目			品目	
アルミニウム	サッシ	木造住宅用		0101
		ビル用	完成品	0102
			完成品換算分	0103
ニウム	ド ア			0104
	エクステリア			0105
	アルミニウム製室内建具			0106
ステンレス	サッシ			0107
	ド ア			0108
	シャッター			0109

(新)

1. 製品				番号
項目			品目	
アルミニウム	サッシ	木造住宅用		アルミ
			アルミ樹脂複合	0102
		ビル用		0103
ニウム	ド ア			0104
	エクステリア			0105
	アルミニウム製室内建具			0106
ステンレス	サッシ			0107
	ド ア			0108
	シャッター			0109

分割

統合

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①「サッシ-木造住宅用」を「アルミ」と「アルミ樹脂複合」に分割する。
- ②「サッシ-ビル用」の「完成品」と「完成品換算分」を「ビル用」に統合する。

[改正理由]

- ①「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、分割する。
省エネ推進から二重サッシ化が進展しており、従来のアルミサッシに加え、アルミ樹脂複合サッシが増加しているため、分割する。
- ②「統一基準」の1.(1) ③調査品目ivに該当するため、統合する。
従前は組み立てる前の製品が建具業向けに流通していたため区分していたが、完成品での流通が多くなり、区分の必要性が低下したため統合する。

セメント製品月報《調査票番号7340》 1/2

県・局・本

(旧)

(新)

経済産業省生産動態統計調査

経済産業省生産動態統計調査

セメント製品月報

セメント・セメント製品月報 名称変更

(平成 年 月分)

(平成 年 月分)

セメント月報「1. 製品」

1. 製 品		品 目	項 目	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷			月 末 在 庫
出 荷								其 他			
販 売	金 額(千円)										
A	B	C	D	E	F	G					
セメント	ポルトランド	早強・中層熟	0101								
	ポルトランド	普通	0102								
	高炉セメント		0103								
	その他のセメント		0104								
	クリンカ		0105								

統合

セメント製品月報「1. 製品」

1. 製 品		品 目	項 目	単 位	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷			月 末 在 庫
出 荷									其 他			
販 売	金 額(千円)											
A	B	C	D	E	F	G						
セメント製品	管	t	0101									
	ポ ー ル	t	0102									
	パイ ル	t	0103									
	空洞コンクリートブロック	1000個	0104									
	護岸用コンクリートブロック	t	0105									
	道路用コンクリート製品	t	0106									
	はり・けた	t	0107									
	その他のプレストレストン製コンクリート製品	t	0108									
	木毛・木片セメント板	1000枚	0109									
	気泡コンクリート製品	m ³	0110									

1. 製 品		品 目	項 目	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷			月 末 在 庫
出 荷								其 他			
販 売	金 額(千円)										
A	B	C	D	E	F	G					
セメント	ポルトランド	早強・中層熟	0101								
	ポルトランド	普通	0102								
	高炉セメント		0103								
	その他のセメント		0104								
	クリンカ		0105								
セメント製品	管	t	0106								
	ポ ー ル	t	0107								
	パイ ル	t	0108								
	空洞コンクリートブロック	1000個	0109								
	護岸用コンクリートブロック	t	0110								
	道路用コンクリート製品	t	0111								
	はり・けた	t	0112								
	その他のプレストレストン製コンクリート製品	t	0113								
	木毛・木片セメント板	1000枚	0114								
	気泡コンクリート製品	m ³	0115								

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①調査票名称「セメント製品月報」を「セメント・セメント製品月報」に変更する。
- ②セメント製品月報とセメント製品月報の「1. 製品」欄を統合する。
- ③「セメント製品」の「消費」を斜線項目とする。
- ④セメント製品の対象規模を20人以上から30人以上に変更する。

[改正理由]

- ①②「統一基準」の3. 調査票に該当するため、移設する。「セメント月報」は品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する当該月報に移設して統合する。
- ③「セメント製品」では自工場内消費がないため、「消費」を斜線項目とする。
- ④「統一基準」の2. 対象範囲に該当するため、規模を変更する。

(旧)

(新)

セメント月報

3. 労 務		単位:人
区 分	番号	月末従事者数
		A
セメント部門	0301	
事業所	0302	

セメント製品月報

3. 労 務		単位:人
区 分	番号	月末従事者数
		A
セメント製品部門	0301	
事業所	0302	

移設・
統合

3. 労 務		単位:人
区 分	番号	月末従事者数
		A
セメント部門	0301	
セメント製品部門	0302	
事業所	0303	

[改正要旨]

「3. 労務」欄

⑤セメント月報をセメント製品月報に移設して統合する。

「4. 生産能力」欄

⑥セメント月報をセメント製品月報に移設して統合する。

[改正理由]

⑤⑥「統一基準」の3. 調査票に該当するため、移設する。「セメント月報」は品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する当該月報に移設して統合する。

セメント月報

4. 生産能力		単位: t/月
区 分	番号	生産能力
		A
クリンカ	0401	

セメント製品月報

4. 生産能力		単位	番号	月間生産能力
区 分	単位	番号	月間生産能力	
				A
遠心力鉄筋コンクリート製品 (ボール・パイル)	t	0401		
気泡コンクリート製品	m ³	0402		

移設・
統合

4. 生産能力		単位	番号	月間生産能力
区 分	単位	番号	月間生産能力	
				A
クリンカ	t	0401		
遠心力鉄筋コンクリート製品 (ボール・パイル)	t	0402		
気泡コンクリート製品	m ³	0403		

鉱物及びコークス月報《調査票番号 8020》

県・局・本

(旧)

(新)

[改正要旨]

調査組織の変更

調査組織の変更

調査票経由区分を経済産業局経由から都道府県経由に変更する。

経済産業局経由

都道府県経由

[改正理由]

「統一基準」の3. 調査票に該当するため、調査組織の変更を行う。
調査業務の効率化の観点から、経由区分の見直しを行う。

(旧)

1. 製品		項目	単位	番号	
品目		項目	単位	番号	
電	気	金	g	0101	
電	気	銀	kg	0102	
粗		銅	t	0103	
電	気	銅	t	0104	
銅	ケ	ー	ク	t	0105
銅	ピ	レ	ッ	t	0106
粗	鉛	(副産粗鉛を含む)	t	0107	
電	気	鉛	t	0108	
電	気	亜鉛(精留亜鉛を含む)	t	0109	
蒸	留	亜鉛	t	0110	

削除
削除

(新)

1. 製品		項目	単位	番号
品目		項目	単位	番号
電	気	金	g	0101
電	気	銀	kg	0102
粗		銅	t	0103
電	気	銅	t	0104
粗	鉛	(副産粗鉛を含む)	t	0105
電	気	鉛	t	0106
亜		鉛	t	0107

統合

4. 生産能力			
区分	単位	番号	製錬能力
			A
電	気	金	g 0401
電	気	銀	kg 0402
粗		銅	t 0403
電	気	銅	t 0404
粗		鉛	t 0405
電	気	鉛	t 0406
電	気	亜鉛(精留亜鉛を含む)	t 0407
蒸	留	亜鉛	t 0408

4. 生産能力			
区分	単位	番号	月間製錬能力
			A
電	気	金	g 0401
電	気	銀	kg 0402
粗		銅	t 0403
電	気	銅	t 0404
粗		鉛	t 0405
電	気	鉛	t 0406
亜		鉛	t 0407

統合

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①「銅ケーキ」及び「銅ピレット」を削除する。
- ②「電気亜鉛(製留亜鉛を含む)」と「蒸留亜鉛」を統合し、「亜鉛」に名称変更する。

「4. 生産能力」欄

- ③「電気亜鉛(製留亜鉛を含む)」と「蒸留亜鉛」を統合し、「亜鉛」に名称変更する。

[改正理由]

①「統一基準」の1.(1)③調査品目iiに該当するため、削除する。

「銅ケーキ」及び「銅ピレット」はそれぞれ「電気銅」からの加工品であり、「電気銅」は現行の調査項目「0104電気銅」で把握可能なため、記入者負担の軽減の観点から削除する。

②③「統一基準」の1.(1)③調査品目iiに該当するため、統合する。

「電気亜鉛(製留亜鉛を含む)」と「蒸留亜鉛」は亜鉛の製法別による調査品目であるが、行政ニーズの低下から、製法別での動向把握の必要性が小さくなったため、記入者負担の軽減の観点から統合し、「亜鉛」に名称変更する。